

学校における アレルギー疾患対応指針

**平成31年3月
山田町教育委員会**

対応は「ア・レ・ル・ギ・ー」の視点で

「ア」んぜん（安全性最優先）

安全性最優先で判断します。

「レ」んけい（連携）

「学校・家庭・調理場」、「校内・調理場内」の複数で連携し対応します。

「ル」ール（ルール）

チェック箇所やタイミング等、ルールを決めて対応します。

「ギ」んみ（吟味）

使用食品や関係書類の内容を十分に吟味します。

「一」番は子どものため！

はじめに

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されています。

アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、アナフィラキシーなど多様な疾患が含まれており、これらの疾患には、長期にわたり管理を要する側面があるとともに、場合によっては生命にかかわることもあります。

このような中、平成26年6月にアレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的に「アレルギー疾患対策基本法」が成立（施行は平成27年12月）し、学校等の設置者等の責務が示されました。

文部科学省においては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を全校に配付し、アレルギー疾患の児童生徒に対する学校での取り組みの推進を図ってきました。また、岩手県教育委員会においても、平成30年2月「学校におけるアレルギー疾患対応指針」の改訂が行われ、各学校でのアレルギー疾患対応のさらなる充実や様々な関係機関との組織的な連携が求められています。

学校における管理・指導を適切に行うためには、全職員がアレルギー疾患について正しく理解し、確かな知識をもつとともに、学校での日常の取り組み及び緊急時の対応について、管理職や学級担任等を中心に、関係者が、保護者とよく話し合い、共通理解を図ることが必要です。また、その内容については全教職員はもちろん、医療関係者や消防署、教育委員会等にも情報共有することが望されます。

山田町教育委員会では、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月文部科学省）及び「学校におけるアレルギー疾患対応指針」（平成30年2月岩手県教育委員会）等を踏まえ、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」を作成しました。

アレルギー疾患の児童生徒を含め全ての児童生徒が、学校生活を安全・安心に送るために、関係機関において、この指針を活用していただければ幸いです。

終わりに、本指針の作成にあたりご協力いただいた各学校関係者の皆さん、各関係機関の皆さんに厚く感謝申し上げます。

平成31年3月

山田町教育委員会 教育長 佐々木 茂人

目 次

アレルギーとは.....	1
学校生活編.....	5
I 学校での支援体制	
II アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みの流れ	
III アレルギー疾患の児童生徒の把握方法	
IV 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について	
V 保護者との面談	
VI アレルギー疾患対応委員会の設置	
VII アレルギー疾患の児童生徒の個別支援プランの作成	
1 学校生活での対応について	
2 校外行事・宿泊を伴う活動	
3 学校給食の対応	
4 アレルギー疾患の児童生徒への指導	
5 周りの児童生徒への指導	
VIII 教職員の共通理解・校内研修	
IX 災害時への備えと対応	
緊急時対応編.....	29
I 緊急時対応	
1 アレルギー発症時の緊急対応プラン(例)	
2 アナフィラキシー発症時の緊急対応プラン(例)	
3 食物アレルギーの緊急時対応	
4 ぜん息の緊急時対応	
5 救急車要請(119番通報)のポイント	
II 緊急時処方薬の取扱い	
1 内服薬・吸入薬	
2 アドレナリン自己注射薬(商品名「エピペン®」)	
3 「エピペン®」の使用手順	
Q&A.....	43
各種様式.....	49
様式1 アレルギーに関する調査票について	
様式2 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について	
学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)	
様式3 学校給食での食物アレルギー対応について	
様式4 個別支援プランについて	
様式5 アレルギー緊急時個別対応カードについて	
様式6 緊急時対応について	
様式7 エピペン®対応票について	

アレルギーとは

アレルギーとは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすときに用いられる言葉です。

アレルギーには、気管支ぜん息（以下、ぜん息）、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、アナフィラキシーなどの疾患や反応があります。

特に、ぜん息や食物アレルギーが原因となって起こるアナフィラキシーは、場合によつては生命に関わることがあるため、学校において迅速な対応が求められます。

<主なアレルギー>

■ぜん息

気道の慢性的な炎症により、発作性のせきやぜん息（ゼーゼー、ヒューヒュー）を伴う呼吸困難を繰りかえす疾患。学校行事など日常生活のリズムが乱れたときに生じやすく、激しい運動で誘発されるという特徴がある。

■アトピー性皮膚炎

かゆみのある湿疹が顔や関節などに多く現れ、長く続く。アトピー性皮膚炎の人の皮膚は、刺激に対して敏感で、乾燥しやすい特徴がある。ダニ、カビ、動物の毛や食物、汗、プールの塩素、洗剤、生活リズムの乱れや心理的ストレス等が皮膚炎を悪化させる原因となる。

■アレルギー性結膜炎

目に入ったアレルゲンに対するアレルギー反応によって起きる、目のかゆみ、異物感、なみだ目、めやになどの症状を特徴とする疾患。予防には、スギ花粉やハウスダストなどアレルギー反応の原因となるアレルゲンの除去や回避が原則である。

■アレルギー性鼻炎

鼻に入ったアレルゲンに対するアレルギー反応によって、発作性・反復性のくしゃみ、鼻水、鼻づまりなどの症状を引き起こす疾患。（予防はアレルギー性結膜炎と同じ）

■食物アレルギー

特定の食物を摂取することによって、アレルギー反応が皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるもの。原因物質は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めるが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因物質は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっている。

症状は、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかる重い症状まで様々である。注意すべきは、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックまで進んでいる点である。

* 食物アレルギーの病型

食物アレルギーは大きく3つの病型に分類される。食物アレルギーの病型を知ることで、万一の時に、どのような症状を示すかをある程度予測することができる。

即時型	食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類される。原因物質を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危機を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。
口腔アレルギー症候群	果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現する。多くは局所の症状だけで回復に向かうが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため、注意が必要である。
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（屋休みの遊び、体育や部活動など）をすることによりアナフィラキシーショックを起こすもの。発症した場合にはじんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要である。原因食物の摂取と運動との組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。

■アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症、ゼーゼー、ヒューヒューなどの呼吸音・呼吸困難などの症状が、複数同時にかつ急激に出現し

た状態をいう。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態である。

また、アナフィラキシーは、アレルギー反応によらず、運動や物理的な刺激などによつて起こる場合があることも知られている。

意識の障害などが見られる場合は、足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え顔を横に向け、必要に応じ一次救命処置を行い、速やかに医療機関に搬送する必要がある。アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を携行している場合には、できるだけ早期に注射することが効果的である。

*アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	P3「食物アレルギーの病型」参照
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
運動誘発アナフィラキシー	特定もしくは不特定の運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状。食物依存性運動誘発アナフィラキシーと違い、食事との関連はない。
昆虫	蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となるが、アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチによるものである。人を刺すスズメバチ科のスズメバチ亜科とアシナガバチ亜科、そしてミツバチ科が問題となる。8月や9月の発症が多いので、校内の蜂の巣の駆除はこまめに行うこと。
医薬品	抗生素質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因となる。発症の頻度は決して多いわけではないが、学校で医薬品を使用している児童生徒については、このことも念頭に置いておく必要がある。
その他	教材に使われているラテックス（天然ゴム）の接触や粉末の吸入などその原因是さまざまである。頻度は少ないものの、該当する児童生徒が在籍する場合には学校は厳重な取り組みが求められる。

参考文献：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）

学校生活編

I 学校での支援体制

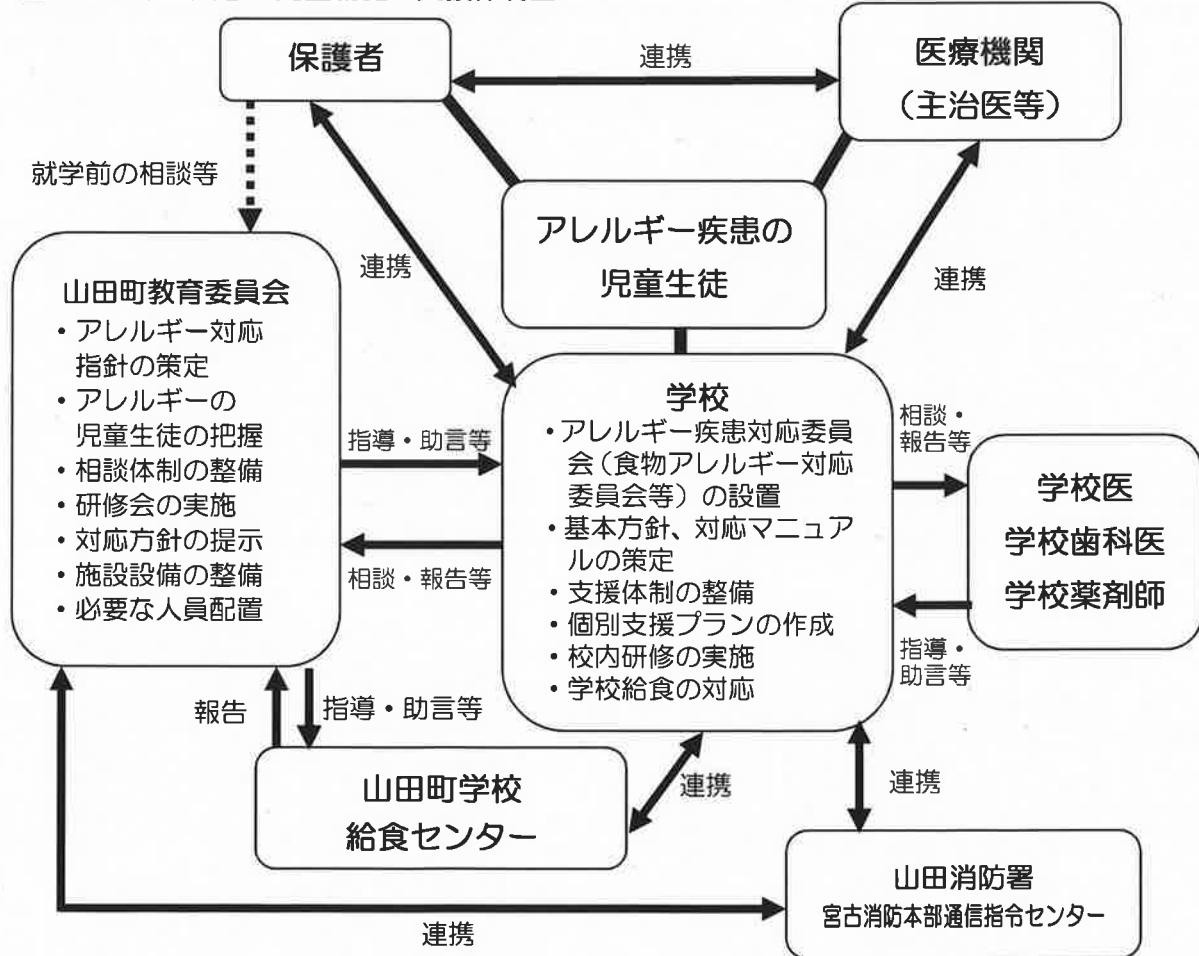
学校において、アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めていくためには、保護者や主治医、学校関係者が十分に話し合い、個々の児童生徒の情報を的確に把握し、健康管理や配慮を要する事柄について、教職員全員が情報を共有しておくことが大切です。

アレルギー疾患には、ぜん息や食物アレルギー、アナフィラキシーのように緊急の対応を要するものがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えて、内服薬やアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）等が処方されている場合があり、教職員の誰もが予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して適切に対応できるように、校長のリーダーシップのもと、校内外の体制を整備しておくことが大切です。

また、教育委員会においても、アレルギー疾患の児童生徒の把握、アレルギーに関する相談体制の整備、管轄消防署との連携、研修会の実施等、学校がアレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めるための体制を整備する必要があります。

■アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図

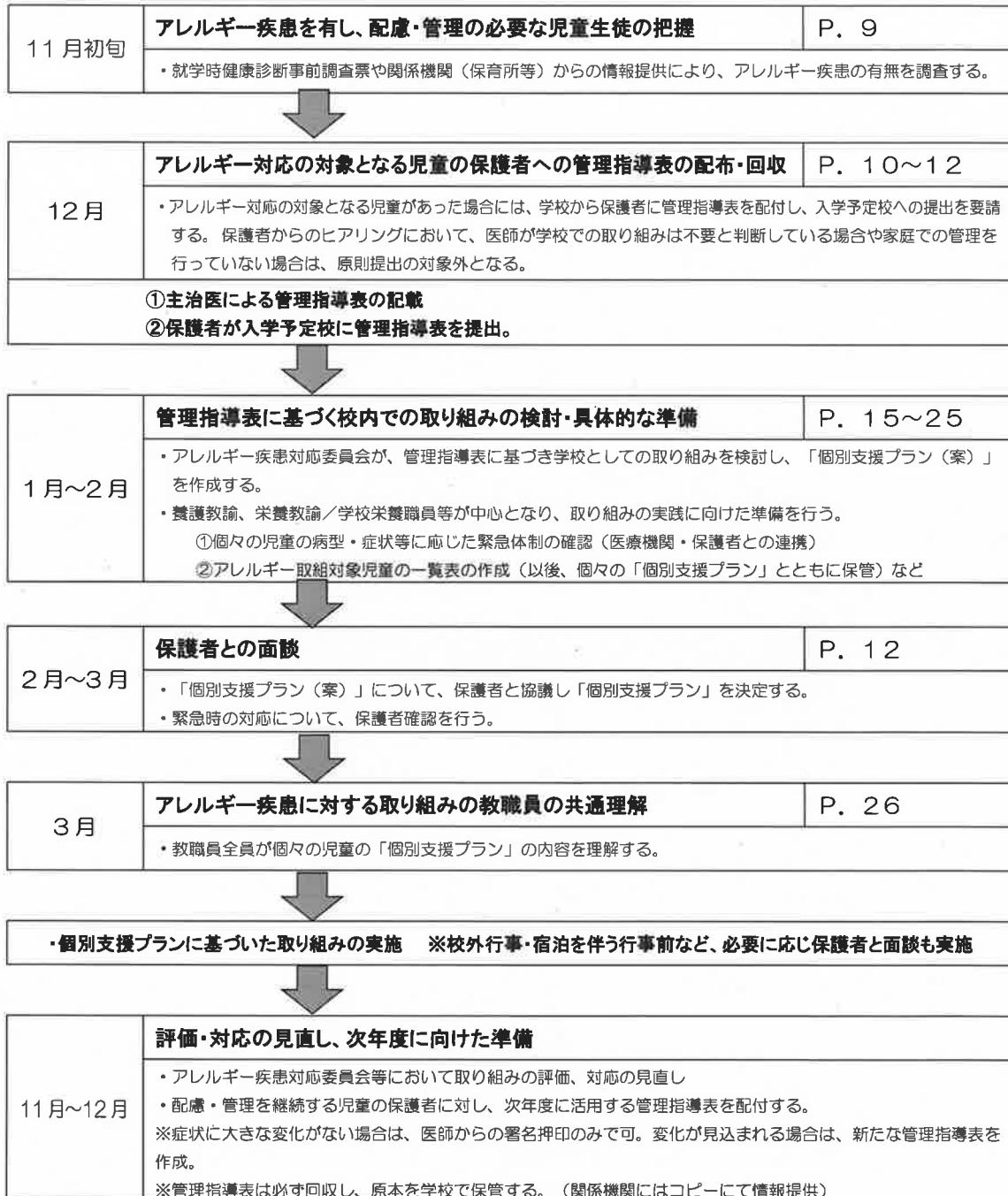


Ⅱ アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みの流れ

アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みの流れを下に示します。

保護者、主治医、教職員等関係者の共通理解のもと、アレルギー疾患の児童生徒の把握から個別支援プランに基づいた取り組みまでを円滑に進めるとともに、対応の見直しや評価を隨時行い、改善していくことが大切です。

小学校入学を契機とした場合



※アレルギー疾患対応委員会は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はなく、既存の委員会をもって充てることも可能。

在学中または転入・転出及び中学校への進学の場合



※アレルギー疾患対応委員会は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はなく、既存の委員会をもって充てることも可能。

III アレルギー疾患の児童生徒の把握方法

アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みは、入学と同時又は在学中にアレルギー疾患が明らかになった時点から始まります。入学説明会での保護者からの申し出や就学時健康診断、あるいは保健調査票や健康相談等から、学校で対応が必要な児童生徒を把握し、早期に取り組みを実施することが大切です。

■入学予定の児童生徒

＜教育委員会＞

教育委員会は、毎年11月に実施される就学時健康診断の機会に、就学児健康診断事前調査票によりアレルギーの有無について調査、回収。11月中までに保護者の了解のもと学校に対し情報提供を行う。

＜学校＞

- ・入学前の保護者からの相談を受け付ける。
- ・保護者の了解のもと、出身校（園）との引継ぎを行う。
- ・就学時健康診断事前調査票の情報により、アレルギー「あり」の児童に対し、アレルギーに関する調査票や学校生活管理指導表等の提出を求め、対応が必要な児童に関しては、在学中の児童と同じように、学校内での取り組みを進める。

■在学中の児童生徒

＜教育委員会＞

各校のアレルギー疾患の児童生徒の在籍状況を把握する。(1~2月頃、調査文書を発行)

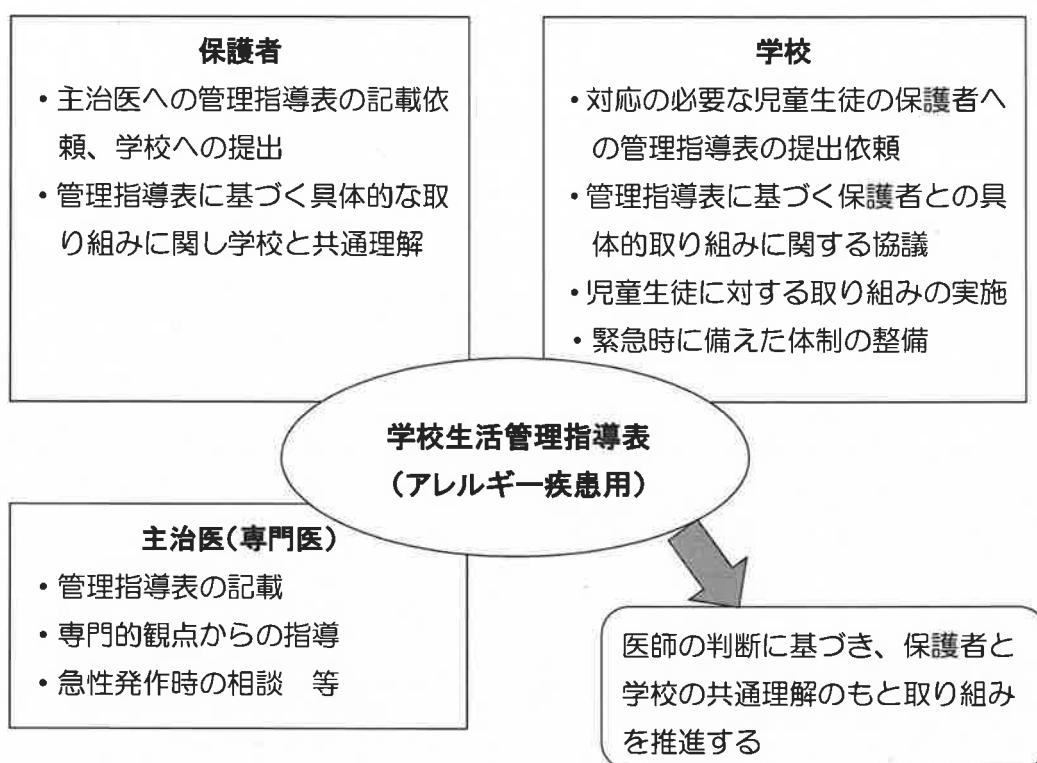
＜学校＞

- ・在学中の児童生徒については、児童生徒を通し、アレルギーに関する調査書を配付・回収する。
- ・アレルギーに関する調査書でアレルギーがあり、かつ、学校での個別対応を希望する児童生徒の保護者を対象に学校生活管理指導表の提出を依頼。回収後、内容等について保護者と面談を行う。
- ・回収したアレルギーに関する調査書や学校生活管理指導表等を基に、個別支援プラン等を作成し、アレルギー疾患対応委員会において取り組みを検討する。
- ・個別支援プラン等について、保護者と面談を行い、内容の確認を行う。
- ・個別支援プラン等の内容について、校内での教職員で共通理解を図り、体制を整える。
- ・保護者の了承を得た上で、給食センターや教育委員会等に情報を共有する。この際、学校が変わる（進学、転校等）場合には、そちらに対しても情報を提供する。

IV 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について

アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めるためには、個々の児童生徒の病状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

主治医・学校医に個々のアレルギー疾患に関する情報を記載してもらう学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下、管理指導表）は、学校において医師の診断に基づいた対応を行うために保護者に提出を依頼するものです。



(1) 管理指導表作成についての保護者への依頼・確認事項

◆管理指導表の提出について

- 原則として、学校生活において個別の管理・対応が必要な児童生徒について一人1枚提出を依頼する。
- ぜん息とアトピー性皮膚炎等、複数の診療科目を受診している場合は、必要に応じてそれぞれの担当医師が管理指導表を記入し、提出するよう依頼する。

◆「学校生活上の留意点」の欄の記入について

- 学校生活上の留意事項について状況に応じた指示が必要な場合は、宿泊を伴う行事や校外学習、体育・部活動、調理実習等、1年間を通じて考えられる内容の記載を依頼する。
- 病状や治療内容等が変化しうる場合についても、向こう1年間を通じて考えられる内容の記載を依頼する。

◆「緊急時連絡先」の欄の記入について

- ・アドレナリン自己注射液（商品名「エピペン®」）を処方され携帯している場合、アナフィラキシーショックやぜん息により重篤な症状が心配される場合、アレルギー疾患に関して特別な配慮をする場合は、保護者と主治医が相談のうえ、「緊急時連絡先」を決定し記入するよう依頼する。
- ・「緊急時連絡先」は、救命処置が可能であり、学校の近くの医療機関であることが望ましい（必ずしも主治医である必要はない）。緊急時連絡先に記載された医療機関については、保護者が当該医療機関の了解を得ており、緊急時の対応が可能であることを確認しておく。

◆その他

- ・保護者に管理指導表の提出を求める際には、文書料が必要な場合があることを伝える（医療機関により料金は異なる）。
- ・管理指導表を受け取る際には、コピーを保護者に渡し、原版は学校が預かる。
- ・進級する際は、管理指導表の記載内容に変更がないかを主治医に確認し、配慮や管理が必要な間は、入学時、進級時、変更があった場合等、少なくとも毎年管理指導表を提出するよう、保護者に依頼する。なお、内容に変更がない場合には主治医の記名・押印により管理指導表の提出を省略することとする。
- ・記載内容は十分確認し、学校・保護者・主治医と共に認識を図る。

(2) 活用終了時

対応の必要がなくなった場合や対象の児童生徒が町外へ転出する場合は、管理指導表を保護者に返却する。その際には、管理指導表により学校での管理を依頼していたことを、転入先に伝えるよう保護者に依頼する。なお、町内の小学校から中学校へ進学する場合は、保護者へ返却せずに管理指導表を進学先の中学校へ引き継ぐ。

＜留意事項＞

- ・管理指導表の内容については教職員全体で共通理解しておく。
- ・児童生徒の個人情報が記載されているので、管理には十分注意する。
- ・管理指導表の取扱いについて、保護者及び児童生徒に説明し、事前に同意を得ておく。

V

保護者との面談

管理指導表の提出を受けて、保護者との面談の場を設定します。対象児童生徒のアレルギーについて正確な情報を伝えていただくよう保護者に依頼するとともに、保護者の悩みや不安を十分に理解することが大切です。

その上で、保護者からの情報を活かした個別支援プランを作成し、学校での対応について保護者の理解と協力を得るよう努めます。

(1) 面談者（例）及び面談時期

面談者（例）：管理職、学年主任（学年代表）、学級担任、養護教諭、

栄養教諭（学校栄養職員等）等

面談時期　　：管理指導表提出後と個別支援プラン作成後に必ず行う。

また、必要に応じ隨時、保護者との面談の機会を設ける。

(2) 面談の内容（例）

- ・**基本的な情報の確認**：管理指導表をもとに、アレルゲン（アレルギーの原因となるもの）、症状、家庭での対応等の状況を把握する。具体的な連絡先や連絡方法を確認する。
- ・**家庭・主治医との連携**：症状等に変化があった場合や学校での状況等について連絡を取り合い、家庭と学校、主治医の間で共通理解を図ることについて、理解と協力を得る。
- ・**児童生徒の理解度の確認**：アレルギー疾患や緊急時処方薬に対する児童生徒の理解度を確認する。
- ・**学校生活での対応**：学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、対応を確認する。学校で「対応できる内容」「対応できない内容」について正確に伝え、保護者の理解と協力を得る。周りの児童生徒への指導事項を確認する。
- ・**緊急時の対応**：P 38～42及びP 45（Q4）を参考に、緊急時処方薬に関する学校での対応について理解と協力を得る。必要時は文書で確認を取る。「エピペン®」を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得たうえで、教育委員会を経由し、山田消防署及び宮古消防本部通信指令センターに情報を提供する。学校と関係機関との連携体制をつくることについて理解を得るよう努める。
- ・**学校給食**：学校給食の対応について保護者の理解と協力を得る（P 20～23参照）。
- ・**個別支援プラン**：個別支援プラン（緊急時対応プラン）の内容を保護者とともに確認する。

VI

アレルギー疾患対応委員会の設置

アレルギー疾患の児童生徒の健康管理や対応について検討し、個別支援プランの作成等を行うため、学校を中心に委員会を設置します。既存の委員会や組織で対応が可能であれば、新たに設置する必要はありません。

(1) アレルギー疾患対応委員会の役割

- ・基本方針、対応マニュアルを決定する。
- ・アレルギー疾患の児童生徒の健康管理や対応について検討する。
- ・個別支援プランを作成する（P15参照）。
- ・校内外の支援体制や救急体制を整備する。
- ・教職員全員の共通理解を図る。
- ・校内研修を実施する。
- ・取り組みを評価・検討し、個別支援プランの改善を行う。

(2) 構成（例）（P15参照）

校長、副校長、学校医、保健主事（保健部長）・保健担当者、学年主任（学年代表）、学級担任、養護教諭、部活動顧問等必要と思われる教職員（必要に応じ主治医、専門医、教育委員会担当者）

◆学校給食を実施しており、食物アレルギーの児童生徒が在籍する場合は、栄養教諭（学校栄養職員等）、給食・食育担当教諭、調理員、共同調理場長（共同調理場方式の場合）を加える。

*部活動顧問は、担当する部活動にアレルギー疾患の児童生徒が所属している場合に構成員となることが望ましい。

*学校医の参加が困難な場合には、委員会の決定事項を会議後に連絡する等の対応が必要である。

*必要に応じて主治医、専門医に意見を聞くことのできる体制を整えておく。

(3) 委員会の開催

- ・年度初めに開催する。食物アレルギーのため給食等の対応が必要な場合には、入学前に開催する。
- ・アレルギー疾患の児童生徒が新たに判明し、緊急を要する場合には、その都度開催する。
- ・校外行事・宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。
- ・健康管理や配慮事項に変更がない場合でも、適切に対応が行われているか学期毎等定期的に点検し、評価を行う。

■教職員等の役割

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・校長のリーダーシップのもと、アレルギー疾患の児童生徒に対応するための組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。 ・「個別支援プラン」の最終決定および共通理解を図る。 ・保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。
保健主事・保健担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患の児童生徒に組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、アレルギー疾患の児童生徒の活動と学校全体との活動の調整や、関係機関との連携を図る。 ・「個別支援プラン」の作成に当たって、取りまとめや意見の調整を行う。
学年主任・学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。 ・アレルギー疾患の児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。 ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。 ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。
食育・給食担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図る。 ・担任や養護教諭、栄養教諭等と連携し、本人への指導や周りの児童生徒への指導を行う。 ・調理員との連絡調整（栄養教諭等未配置校）、共同調理場との連絡調整（共同調理場の受配校）を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。 ・担任等と連携して本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、健康管理を行う。 ・主治医、学校医等、医療機関との連携のうえで中核的な役割を果たす。 ・学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。 ・アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。
栄養教諭・学校栄養職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等と連携し「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の状況を踏まえ、安全性に配慮した献立作成を行う。 ・担任や養護教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒へ指導や相談を行う。 ・安全な給食の管理、運営をする。
調理従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する食品及び加工品に使用されている原材料等を、栄養教諭とともに、事前に確認する。 ・給食に使用する食品を適切に検収し保管する。 ・作業工程、作業動線について的確に把握し、混入事故や誤調理が無いよう調理する。
共同調理場長	<ul style="list-style-type: none"> ・受配校との連絡調整を行う。アレルギー疾患対応委員会の内容について給食センター職員の共通理解を図る。
学校医 学校歯科医 学校薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的な知見から学校を支援し、学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。 ・健康診断等からアレルギーの児童生徒の発見に努める。 ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。 ・アレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。

VII アレルギー疾患の児童生徒の個別支援プランの作成

個別支援プランは、学校での取り組みを進めるための基礎となるものです。

児童生徒個々のアレルギーの状態や健康管理、救急体制等について教職員全体で共通理解を図るために、アレルギー疾患対応委員会において個別支援プランを作成します。

(1) 個別支援プランについて

◆対象：学校において、何らかの対応を必要とするアレルギー疾患の児童生徒について、個別に作成する（参考：P 66～68「個別支援プラン（例）」）。

◆内容

- ・アレルギー疾患や処方薬に関する情報
管理指導表を参照し記入する。
- ・学校生活における留意点
学校生活や学校行事等の様々な場面を想定し、アレルギーの発症や悪化を防ぐための方策をアレルギー疾患対応委員会において検討し記入する。本人や周りの児童生徒への指導についてもあわせて記入する（P 16～26 参照）。
- ・緊急時対応プラン
緊急時の対応が必要な場合は、「緊急時対応プラン」を作成する（緊急時対応編参照）。

◆個別支援プランの周知

アレルギー疾患対応委員会で作成した「個別支援プラン」を保護者に示し、確認を得る。個別支援プランは、職員会議等で共通理解を図る。

(2) 個別支援プラン作成に必要なもの（例）（各種様式編に書式を例示）

- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（P 58～59）
- ・主治医・保護者への依頼文書（参考：P 55～57）
- ・食物アレルギーの場合、食物アレルギーに関する調査票（P 51～52）および学校給食対応申込書（参考P 60）、喫食状況確認調査票（参考P 61）
- ・食物アレルギー以外の場合、アレルギーに関する調査票（参考：P 53～54）

1 学校生活での対応について

アレルギー疾患の児童生徒が健康で安全な環境で活動できるよう、学校生活全体を通して、アレルギーの症状を誘発したり悪化させる原因がないか、学年主任（学年代表）・学級担任・教科担任等が中心となって検討します。特に食物アレルギーについては、給食や昼食時間だけでなく、食物や教材を扱う学校行事や学習活動等（家庭科・生活科・理科・特別活動・総合的な学習の時間、部活動等）での対応について配慮した個別支援プランを作成します。

■アレルギー疾患と関連の深い学校での活動 ○：注意を要する活動 △：時に注意を要する活動

学校での活動	ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎	食物アレルギー・アフターキャン
1.動物との接触を伴う活動	○	○	○	○	
2.花粉・ホコリの舞う環境での活動	○	○	○	○	
3.長時間の屋外活動	○	○	○	○	
4.運動（体育・クラブ活動等）	○	○	△	△	△
5.水泳	△	○	○		△
6.給食		△			○
7.食物・食材を扱う授業・活動		△			○
8.宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

参考文献：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財）日本学校保健会

（1）食に関する学習活動

家庭科（調理実習）、生活科などの教科、特別活動（学級活動、委員会活動、学校行事、クラブ活動）、総合的な学習の時間、部活動等で食品を扱う活動を行う場合には、食物アレルギーの児童生徒に影響がないかどうかを事前に検討する。影響があると考えられる場合には、学年主任（学年代表）、学級担任、教科担任が中心となり安全を確保し、事前に保護者に連絡し、保護者・本人の了解のうえで学習活動を実施する。

また、活動を行う該当クラスに食物アレルギーの児童生徒がいなくても、近くのクラスに重症の食物アレルギーの児童生徒がいる場合は、その児童生徒に影響が及ばないかどうかを十分検討する必要がある。

(2) 注意を要する教材・学習活動等

生活科や理科、図画工作、美術、学級活動等の教材や教具にアレルゲンが含まれる場合には、除去したり代替のものを用意する。

■注意を要する学習活動等（例）

アレルゲン	配慮すべき教材・教具・学習活動など
小麦	粘土、うどん・パンづくり体験
ピーナツ	豆まき、落花生の栽培
そば	そば打ち体験、そば殻枕
大豆	豆まき、みそづくり、豆腐づくり
牛乳	牛乳パックのリサイクル活動（洗浄等）

(3) 運動を伴う活動

ぜん息や食物依存性運動誘発アナフィラキシー、運動誘発アナフィラキシー（P2～4参照）の児童生徒は、体育や部活動（運動部）、休憩時間の遊びなど運動により発症することがあるため、注意が必要である。

また、アトピー性皮膚炎の場合、汗をかいた後は身体をよく拭く、水泳の授業の後は十分シャワーで洗い流す等の配慮が必要である。

(4) 清掃活動

ホコリやダニ等がアレルゲンとなる場合は、ホコリが舞う掃き掃除は避ける、またはマスクをつけさせる等の指導が必要である。

(5) その他

ウサギやトリなど特定の動物がアレルゲンとなる場合は、飼育係をさせない等の配慮が必要である。また昆虫（ハチなど）や医薬品、天然ゴム（ラテックス）などのアレルギーの場合は、それらが原因でアナフィラキシーを発症することもあるため注意が必要である。

2. 校外行事・宿泊を伴う活動

アレルギー疾患の児童生徒が、可能な限りほかの児童生徒と同様の校外行事・宿泊行事等の活動が行えるよう、活動内容や宿泊場所等を検討します。検討した内容について保護者の理解を得たうえで、安全を十分に確保し行事を実施します。

(1) 緊急時の対応の確認

保護者や主治医、学校医等と、宿泊先での緊急時の対応等を十分に協議する。

- ・事前に緊急時の連絡体制を整え、教職員・保護者の共通理解を得る。
- ・旅行会社等関係機関と連絡体制を確認しておく。
- ・あらかじめ現地の医療機関に協力を要請しておく。
- ・受診時に必要となる情報や、主治医との連絡方法等を確認する。
- ・緊急時に使用する医薬品等の持参の有無や管理方法、使用方法等を確認しておく。
- ・医薬品は本人が持参し、原則として本人が自分で管理・使用できるようにしておく。
- ・保護者から個人情報提供に係る了解を得たうえで、宿泊先を管轄する消防機関への情報提供を、事前に行っておく。

(2) 行事内容の検討

行事については、それぞれの疾患に応じて活動内容を検討する必要がある。

例えば、ぜん息の場合、温度変化、温泉場のガス、煙（キャンプファイヤー、飯ごう炊さん、花火等）、宿舎内のホコリ等で発作を起こすことがあるので、本人や他の児童生徒への指導が必要である。

また、食後の激しい運動（マラソン・登山等）は、食物依存性運動誘発アナフィラキシーを誘発があるので注意する。

(3) 食事についての確認（食物アレルギーの場合）

宿泊施設・食事提供施設の食事（原材料）の内容や提供可能なアレルギー対応食などを確認する。

除去食・代替食等の可能な施設でも、安易な対応の仕方で事故につながらないように十分に打ち合わせを行う。学校、保護者、宿泊施設・食事提供施設が直接打ち合わせを行うことが望ましい。

(4) 考えられる対応（例）

- ・宿泊場所の選定（宿泊所の施設設備や緊急時対応（医療機関への搬送等）等を考慮する）
- ・食事の献立や成分表等を取り寄せ、保護者とともに確認する（加工食品や調味料、調理方法にも注意する）
- ・自宅からの食事（食材）の搬入（レトルト食品等）
- ・飯ごう炊さんでの食材の検討
- ・おやつ、飲料の検討
- ・そば殻枕の除去
- ・自由行動中の活動や食事の検討
- ・事故発生時の対応、旅行会社へ情報提供を行っておく。
- ・飛行機内に「エピペン®」を持ち込む場合には、所持品検査時のトラブルを避けるため、機内に持ち込む旨を、予約時に旅行会社や航空会社に連絡しておく。

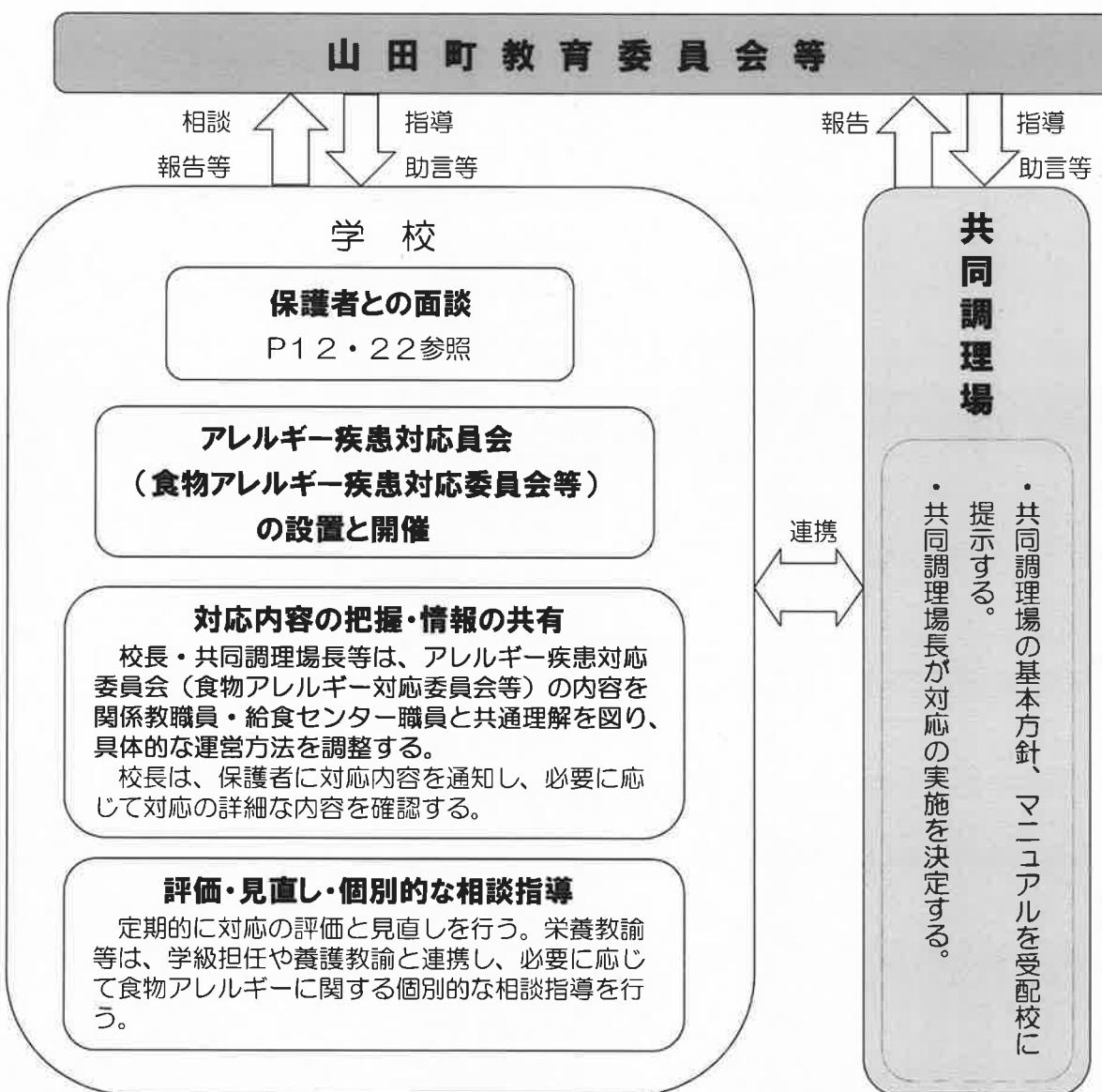
3 学校給食の対応 （平成32年1月試験運用予定、平成32年度4月運用予定）

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発育に資するため、学校教育の一環として実施されています。

食物アレルギーの児童生徒に対しては、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提とし、各学校、給食センターの実状や環境に応じてアレルギーに対応した給食を提供することが求められています。

（1）食物アレルギーに対応した学校給食を実施するための体制づくり

教育委員会等と学校（アレルギー疾患対応委員会）が主体となり、関係教職員の共通理解、研修、給食管理の見直し等を進めていくことが必要である。



(2) 学校給食での食物アレルギーへの対応における注意事項

学校および調理場の状況は様々であり一律な対応を行うことは困難である。下記の①～⑤に十分留意して対応すること。

- ① 学校給食の原材料（加工食品の原材料も含む）を詳細に記入した献立表を事前に家庭に配布し、保護者に内容の確認を得てから学校での対応を実施するなど、学校（調理場含む）、家庭が共通理解をしながら誤食事故を防止する。献立表の内容は、学校および調理場それぞれの各段階において、複数で確認する。（食品納入業者から取り寄せた原材料表等から、配布用献立表に原材料名を転記すると転記ミスが生じやすいので、原材料表をそのまま活用する等の工夫をする。）
- ② 給食当番や学級の児童生徒の協力が重要であり、学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけになったりしないよう十分配慮する必要がある。
- ③ 食材、調理手順、配食手順の確認方法（次ページ「学校給食による事故を防ぐための主な留意点」参照）を十分検討し、教職員全員の共通理解を図ること（特に栄養教諭等未配置校においては注意すること）。
- ④ 下記「対応例」の1から4に向かうに従って、より充実した望ましい方策であることから、調理場の状況（人員、設備、作業区分等の環境整備の状況）や食物アレルギーの児童生徒の実態（症状の程度、除去が必要な品目数、人数等）を総合的に判断し、より望ましい方策をとることができるよう、条件整備を図っていくこと。ただし、実状に合わない無理な対応を行うことはかえって事故を招く危険性をはらんでいるため、対応が可能かどうかを十分に検討することが必要である。
- ⑤ 安全確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

■対応例

対 応	内 容
レベル1 詳細な献立表 による対応	学校給食の原材料を詳細に記した献立表を関係者に事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で原因食品を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（例：果物など）以外、調理されると除くことができないので、対応できない。 詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも、あわせて提供すること。
レベル2 弁当対応	「一部弁当対応」 除去又は代替食対応において、当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が給食で困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応。 「完全弁当対応」 すべての学校給食に対して弁当を持参する対応。

レベル3 除去食対応	原因食物を給食からのぞいて提供する対応。 (広義の除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。)
レベル4 代替食対応	除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する対応。 (広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することを指す。)

参考文献：「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

(3) 学校給食による事故を防ぐための主な留意点

＜対応実施前の環境整備＞

- ・食物アレルギー対応の推進のためには、教育委員会等が各学校の状況を的確に把握し、主体的に対応することが望まれる。そのうえで体制を確立し、人的および物理的環境の整備を図ることが大切であり、各学校は、その中で、最良の対応ができるよう努力することが望まれる。
- ・人的環境の整備、また、アレルギー対応食を調理する環境、調理場の設備（作業ゾーン、調理器具、調理備品等）の物理的環境の整備が重要である。

＜保護者面談時＞

- ・保護者に学校給食の提供までの流れ、学校及び共同調理場の現状を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え理解を得る。
- ・コンタミネーション（混入）の可能性について保護者に説明し、どの程度の除去が必要かを確認する。学校給食での対応が困難な場合は、その旨を伝え代替の方法を検討する。
- ・アレルギー症状が重くて安全管理に不安がある場合や、アレルゲンを含む食品を取り除くと献立として成り立たない場合は、完全弁当や一部弁当持参などへの協力を依頼する。
- ・診断や申請内容に不明瞭な点があれば、主治医への再確認を促し、必要に応じ保護者の同意のもとに主治医に診断内容を照会する。

＜献立作成時＞

- ・1日の献立の中で、複数のメニューに同じアレルゲンを含む食品・食材を使用しないよう考慮し、アレルゲンは見える形で取り入れるよう配慮する。
- ・加工食品、調味料等は必ず原材料表等で使用されている食材の確認を行う。
- ・やむを得ない理由により、献立が変更される場合は、変更後の献立（原材料）を保護者（共同調理場方式の場合は、学校含む。）に連絡し、相談する。保護者に確認が取れない場合は、そのメニューは提供しない。
- ・提供対象児童生徒に食物アレルギーが多い食物や新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、木の実類やキウイフルーツなど）の取り入れについては十分検討する。
- ・原因食物が使用されていることが明確な料理名とする。

<検収時>

- ・発注通りの食品であるか等複数で十分に確認する、他の食品と触れないよう留意する等適切な検収、保管をする。
- ・通常給食の食品と同様、原材料の採取や記録をする（保存食、検食も同様）。

<調理前>

- ・食物アレルギー対応の作業工程表・作業動線図等を十分に確認し、安全な調理に努める。

<調理時>

- ・各段階における多重チェックで、誤調理・誤配食防止に努める。
- ・調理した対応食には蓋をするなど、他の食品や食材が混入しないよう配慮する。

<運搬・配膳等>

- ・学級担任は、当日の献立と使用食品及び児童生徒の除去食品を確認する。
- ・対応食は、該当児童生徒に間違いなく届くよう、学年組、氏名、献立名や対応内容を明記した表示の工夫を行ったうえで、給食室で対応食を受け取る場合は学級担任等が調理従事者から直接、給食センターから配送される場合は受配校の責任者による検収後、学級担任等が直接受け取るなど、関係職員が連携して確認、運搬し、該当児童生徒に直接配膳する。学級担任は、対応食が確実に配膳されているかどうか確認するとともに、給食当番が誤って原因食品を配膳していないか留意する。
- ・対象の児童生徒が給食当番を行う際には、アレルゲンに触れることが無いように配慮する。
- ・児童生徒が代替食や弁当を持参する場合は、学校の実情に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理に配慮する。

<給食の時間>

- ・学級担任から目が届きやすく、児童生徒同士の接触が起きにくい座席配置を工夫する。
- ・おかわり等を含む喫食時の注意や給食当番の役割、配膳時の注意等ルールを決め、本人に指導するとともに、学級において理解を促す指導をし、給食途中の誤食、アレルゲンへの接触等が無いように配慮する。
- ・給食中から給食後の児童生徒の様子を観察し、症状の早期発見に努める。
- ・対応が必要な児童生徒がいる場合は、保護者と本人の了解を得たうえで、掲示や立て札を置く等、誰からもわかるよう「見える化」の工夫を図る。

<後片付け>

- ・調理器具や食器等にアレルゲンが残存しないよう、洗浄や接触に注意する。特に、対応給食の調理に使用する器具や食器については、手洗いを加えるなど細心の注意を払う。

4 アレルギー疾患の児童生徒への指導

アレルギー疾患の発症を防ぐには、アレルゲンを避けるよう常に配慮することが第一の対策となります。

特に、食物アレルギーでは原因となる食品を食べないようにすることが重要で、誤食のないよう配慮するとともに、児童生徒自らが食品表示等を参照し、アレルゲンを自分で避けることができる力を身につけることが必要です。そのためには、保護者を中心に、学校においても児童生徒の理解度や発達段階に応じた保健指導、栄養指導、生活指導を行い、自己管理能力を育成することが大切です。

(1) 自己管理能力の育成

自分のアレルギーを認識し、理解することから始める。

- ・発達段階に応じて、アレルゲンとなる食物を食べる（接触・摂取する）と体に異常な反応が出ることを理解させるとともに、そのものを口に（接触・摂取）しないように対応する力を身につけさせる。
- ・学校給食では、献立に使用されている食品を調べて、摂取の可否を判断といった自分の健康状況に応じた摂取の仕方ができるように指導する。
- ・友だちから勧められたときに、きちんと断り、その理由も説明できるように指導する。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、「エピペン®」等）について正しく理解し、自己管理ができるよう発達段階に応じた指導を行う。

(2) 保健指導（発症時の対応と体調管理）

- ・発症時対応…誤って原因となる食品や成分を飲食し、気分が悪くなったりかゆみ等の症状が出た場合には、直ちに周囲の人に知らせるように指導する。
- ・体調管理…生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣や、ストレスへの対処方法等について指導するとともに、精神的に安定した学校生活を送ることができるよう配慮する。

(3) 栄養指導

- ・食物アレルギーの児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスや精神面でのサポートを行う。
- ・栄養指導は、アレルギーの症状や発達段階に合わせて、主治医の管理や指導を受けながら連携して行う。

(4) 児童生徒の理解の程度の確認

- ・アレルギーの児童生徒が、自身の疾患やアレルゲンを避ける方法等についてどの程度理解し、実行できているか隨時確認し、個別支援プランの見直しを行う。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、「エピペン®」等）を所持している児童生徒については、管理方法や使用方法等、薬に対する理解度を保護者とともに確認する。

5 周りの児童生徒への指導

アレルギー疾患の児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るためには、本人の状況やアレルギー疾患に対して、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮する必要があります。

その際、保護者の意向や本人の人権・プライバシーに配慮しながら、児童生徒の発達段階に合わせて、下記の指導内容（例）などの事柄が理解できるよう指導します。

■指導内容（例）

- ・アレルギーという病気の理解
- ・だれにでも起こる可能性がある病気であること
- ・食物アレルギーは単なる好き嫌いや偏食とは異なり、他の人には何でもない食品が、人によっては生命の危機にかかわることがあること
- ・対象児童生徒の症状や原因物質、周囲の人たちの協力について
- ・緊急時処方薬等、薬の正しい理解と協力について
- ・遠足でのおやつ交換等は行わないこと

※啓発参考資料「アラジーポット」ホームページ <http://www.allergypot.net>

（特定非営利法人 アレルギー児を支える全国ネット）

- ・各種リーフレット
- ・「知ってほしいアレルギーのこと」
- ・「たまごのたまちゃんのしらなかしたこと」（旧版）*
- ・「アトピー性ひふえんってうつるの？」（旧版）*
- ・「ぜんそくってなあに」

*「たまごのたまちゃんのしらなかしたこと（改訂版）」、「アトピー性ひふえんってうつるの？（改訂版）」は公益財団法人日本学校保健会で有料配布されています。

VII

教職員の共通理解、校内研修

アレルギー疾患の児童生徒について、正しく理解し情報を共有するとともに、教職員の誰もが緊急時に適切に対応できるよう、校内研修を実施します。

(1) 共通理解事項及び校内研修について

個別支援プラン（緊急時対応プラン）や管理指導表、顔写真などの写真、啓発用リーフレット*などを活用して、教職員全員で共通理解を深める。研修内容は保護者にも伝える。またプライバシーの保護に十分配慮する。

◆共通理解事項及び研修内容（例）

- ・児童生徒の病態や発症時の対応について
- ・緊急時の対応、緊急時のシミュレーション、教職員の役割の確認
- ・担任不在時の対応について
- ・学校生活における留意点について
- ・給食などの食事について
- ・薬剤使用時の留意点について
- ・緊急時連絡先、医療機関連絡先について
- ・「エピペン®」携帯者がいる場合は、保管場所や使用手順、使用するタイミングについて（啓発用リーフレット*や練習用注射器（トレーナー）等を活用した研修）

◆各校に配布されている「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」及び「エピペン®練習用トレーナー」を活用し、教職員誰もが「エピペン®」を打てるよう実習を含めた研修を行うこと。

※文部科学省　学校における食物アレルギー対応について　映像資料・研修資料

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

※マイラン EPD 合同会社　エピペンの使い方　映像資料・啓発用リーフレット

<https://www.epipen.jp/howto-epipen/use.html>

(2) 研修時期

年度初め（学校給食を実施している場合は給食開始まで）には必ず教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒の状態が変わった時やヒヤリハット*事例があった時は、必ずアレルギー疾患対応委員会（食物アレルギー対応委員会等）に報告し、教職員全員で共通理解を図る（アレルギー疾患対応委員会等は、町教育委員会等に報告する）。

校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を行う。

※ヒヤリハットとは

ヒヤリハットとは、重大な災害や事故に至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見のことです。文字通り、突発的な事故やミスにヒヤリとしたり、ハッとしたものです。

ハイインリッピの法則では、1件の事故の裏に29件の軽傷事故、300件の無傷事故があると言われています。ヒヤリハット活動とは、この300件のヒヤリハットを集め、事前の対策と危機の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動です。

○アレルギー ヒヤリハット事例

事例1 給食のおかわりで… (原因：卵)

症状…アナフィラキシー

経過…給食で、本児童用の卵を抜いたハンバーグを食べた後、本児童がおかわりを要求した。担任は保護者による献立チェックシートを確認したが、ハンバーグにチェックが入っていないかったため、欠席者の分の余ったハンバーグ（卵入り）をおかわりとして配膳した。数分後、このハンバーグを食べた本児童にアナフィラキシー症状が出現し、救急搬送された。

対策…担任・栄養教諭等が保護者とともに献立表の内容、アレルギー対応の内容を確認する。おかわりの際も、喫食前に詳細な献立表により再度確認するなど、複数回のチェック体制が必要である。

事例2 キャンプのデザートで… (原因：ゼラチン)

症状…じんましん、下痢、嘔吐

経過…担任は、本児童に「ゼラチン」のアレルギーがあることを認識していたため、キャンプの食材買い出しメモに、デザートのゼリーの材料として「寒天」と記入していたが、別の教職員が買い出しに行った際に寒天が品切れだったので、「ゼラチン」を購入した。キャンプの当日、ゼリーを作ったのも担任以外の教諭であったため、誤食が起こった。

対策…キャンプの引率者全員で管理指導表を確認し、アレルギーの原因食品や症状、対応方法等について情報を共通する必要がある。

事例3 図画工作で使った紙袋で… (原因：小麦)

症状…咳、ぜん鳴、ぜん息

経過…図画工作の授業で、大きな紙袋を使った洋服（ベスト）を作成し、児童が着用したところ、ぜん息の発作が出現し、救急搬送された。

対策…使用した紙袋が、小麦粉の空き袋であったため、小麦アレルギーである本児童の発作が誘発された。食品（小麦、大豆、そば、牛乳等）が入っていた容器や袋を再利用する際は、十分に洗う・洗えないものは使用しない等の配慮が必要である。

事例4 体育（サッカー）の授業で… (原因：えび)

症状…食物依存性運動誘発アナフィラキシー

経過…これまでアレルギー症状が出たことのない生徒だったが、昼食（弁当）のあと、5限目の体育（サッカー）の授業中、突然全身にじんましんが出現した。10分後に意識を失い、救急搬送された。

対策…病院での検査の結果、弁当のエビフライを食べた後、運動をしたことによる「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」であることが判明した。運動前に原因食物を食べない（原因が不明な場合、食後は運動を避ける）よう本人への指導、保護者との面談の実施、校内支援（救急）体制の整備等が必要である。

IX 災害時への備えと対応

1 平常時の役割

- (1) 東日本大震災津波では、食料が限られた状況の中で、食事に配慮が必要な方々への対応が困難であったことの教訓を踏まえ、震災後に策定された岩手県災害時栄養・食生活支援マニュアル（平成26年3月、岩手県保健福祉部）では、市町村において、「平常時に可能な限り、食事に配慮が必要な人の情報収集を行う」ことで、災害時に迅速な支援を行えるように努めることとされている。
- このことを踏まえ、学校においては、町関係部局等から申し出があった際は、食事に配慮が必要な児童生徒の情報を、保護者から同意を得たうえで可能な限り提供するように努める。
- (2) 学校や学校給食センターは、備蓄食品の確保について、町・町教育委員会と連携し、体制整備に努める。
- (3) 各家庭において3日分程度の食糧等の物資の備蓄が推奨されている（岩手県地域防災計画）ことから、家庭での備蓄食品の確保について、保護者に啓発する。

2 災害時の対応

- (1) 避難所、ライフラインがまだ完全に復旧していないような場所、慣れない場所に疎開している児童生徒への災害時の対応について、日本小児アレルギー学会発行「災害時のことものアレルギー疾患対応パンフレット」の内容を確認し、参照する。

支援団体情報

「いわてアレルギーの会」 連絡先：mail@iwate-alle.net

緊急時対応編

I 緊急時対応

アレルギー疾患には、ぜん息や食物アレルギー、アナフィラキシー（P2～4参照）のように緊急の対応を要する疾患があります。教職員の誰が発見者になった場合でも、速やかに適切な対応ができるよう準備しておく必要があります。

（1）緊急時対応プランについて

アレルギー疾患対応委員会において、以下を参考に学校の実情に応じた緊急時対応プランを作成する。

「アレルギー発症時の緊急時対応プラン（例）」	P3 1 参照
「アナフィラキシー発症時の緊急時対応プラン（例）」	P3 2 参照
「食物アレルギー緊急時対応の流れと役割分担（例）」	P3 5 参照
「ぜん息発作の程度の見分け方と緊急時対応プラン（例）」	P3 6 参照

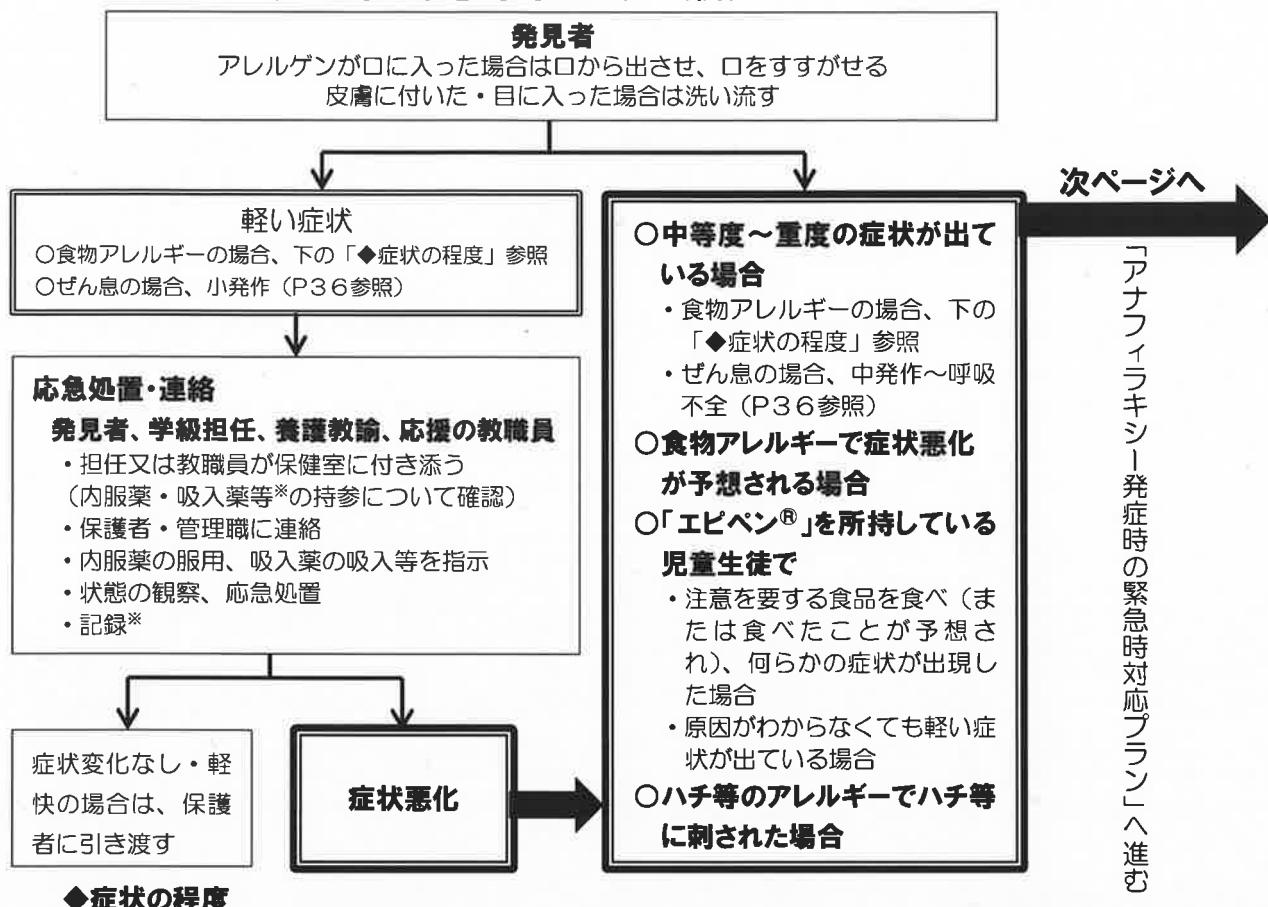
（2）関係機関との連携

主治医、学校医、近隣の医療機関、教育委員会、消防署等と連携した緊急時対応プランを作成し、保護者の同意のもと関係機関に周知のうえ協力を依頼するなど、体制を整備する（参考：P7 1 「緊急時の連携について（依頼）（例）」）。

（3）教職員全員の共通理解

- ・緊急時対応プランは、職員会議等で教職員全員の共通理解を図る。
- ・緊急時対応プランに基づき、シミュレーションを取り入れた職員研修等を実施する。
緊急時対応プランが実状に即したものかを検証し改善する。
- ・緊急時の教職員間等の連絡体制及び手段（携帯電話等）について確認しておく。

1 アレルギー発症時の緊急時対応プラン(例)



◆症状の程度

	軽い症状	中等度の症状	重度の症状
皮膚	<ul style="list-style-type: none"> 限られた範囲のかゆみ 部分的に赤い斑点 じんましん（数個以内） 唇が少し腫れている 	<ul style="list-style-type: none"> 強いかゆみ 赤い斑点があちこちに出現 じんましん（10個以上） まぶたや唇が腫れあがる 	<ul style="list-style-type: none"> 激しい全身のかゆみ 全身が真っ赤 全身にじんましん
口・お腹	<ul style="list-style-type: none"> 口の中のかゆみ 	<ul style="list-style-type: none"> 吐き気もしくは1回の嘔吐 軟便もしくは1回の下痢 時々腹痛が起きる 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐を繰り返す 数回以上の下痢 激しい腹痛
呼吸	<ul style="list-style-type: none"> 時々咳が出る くしゃみ 	<ul style="list-style-type: none"> 断続的な咳 鼻づまり、鼻水 のどのイガイガ、のどのかゆみ 	<ul style="list-style-type: none"> 声がれ、声が出にくい 絶え間ない激しい咳込み 犬が吠えるような咳 呼吸時ゼーゼー、ヒューヒューと鳴る 息切れ、息苦しい、呼吸困難
脈・顔色	変化なし	変化なし	<ul style="list-style-type: none"> 脈が速い 脈が不規則 顔色が青白い 唇や爪が白い、紫色
様子	変化なし	元気がない（不活発）	<ul style="list-style-type: none"> 不安、恐怖感 ぐったり うとうと 意識がもうろう

*薬品や「エピペン®」は、本人が携帯・管理することが望ましい（本人が携帯・管理できない状況にある場合は適切な保管場所を本人、保護者と相談して決める）。「エピペン®」を入れている本人のカバン（ランダセル）に鍵がかかっており、とっさの際に取り出せない場合があるので注意すること。

*P70の緊急時個別対応経過記録表（例）を参考に、あらかじめ記録表を作成しておく。

2 アナフィラキシー発症時の緊急時対応プラン(例)



- ①本人を動かさない。症状は急速に進行することがあるので目を離さない。
②大声で応援を呼ぶ(近くの児童生徒に、職員室へ教職員を呼びに行かせる・保護者へ連絡)
以下、応援にかけつけた教職員とともに対応する

救急車要請・AED準備・「エピペン®」あれば準備

応急処置	管理職の動き
<p>発見者、学級担任、養護教諭等</p> <ul style="list-style-type: none">衣服をゆるめ安静にする。保温する。動かさない。状態の観察、応急処置(ぜん息:P36参照)意識状態、呼吸、心拍等の確認内服薬・吸入薬があれば服用・吸入を指示「エピペン®」があれば本人に持たせる (意識がないときは教職員がすぐに注射) <p>意識がある時 ※呼吸困難があれば座らせても良いが立たせない</p> <p>意識がない時</p>  	<ul style="list-style-type: none">対応者への指示救急車要請、保護者への連絡、応急処置等適切な処置が行われているか確認必要に応じ主治医・学校医へ連絡・相談 <p>応援の教職員の動き</p> <ul style="list-style-type: none">応急処置に参加基礎情報の確認(管理指導表等の確認)救急車要請、AED準備「エピペン®」・内服薬・吸入薬があれば準備記録(※前ページ参照)保護者へ連絡周囲の児童生徒の管理、救急車の誘導など

「エピペン®」あれば注射 一次救命処置(心肺蘇生・AED)

- 「エピペン®」注射のタイミングについては、P35・69(アレルギー緊急時個別対応カード)を参考し、疑わしい症状が見られたときは、早めに「エピペン®」の処置を開始すること。
- 「エピペン®」を注射するのは、基本的に本人である。しかし、本人が注射できない状況にあるときは、教職員が本人に代わって注射する必要がある。

救急隊に引き継ぐ 管理指導表、記録表及び使用した「エピペン®」を持参し事情のわかる教職員が救急車に同乗する。

【「エピペン®」を使用の時には】

- 「エピペン®」はアナフィラキシー発症時の補助治療剤であり、医療機関の治療に代わり得るものではないことから、直ちに医師による診察を受けること。
- 「エピペン®」を注射したことを医師に伝え、太ももの注射部位を示すこと。また使用済みの「エピペン®」は医師に渡す。

3 食物アレルギーの緊急時対応

食物アレルギーにおける緊急時とは、異常を示す症状の発症だけでなく、アレルゲンを含む食品を誤って摂取した場合又は摂取したことが予想される場合や、アレルゲンが皮膚につく、目に入る等の事故に気付いた場合をいいます。

(1) 食物アレルギーにおける緊急時対応プランについて

P 31～32のプラン（例）及びP 35の役割分担（例）を参考に、学校の実状に即したプランを作成する。緊急時に誰が何をするかを具体的に決めておき、教職員全員での共通理解を図る。誰もが速やかに緊急事態に対応できる体制を整えておくことが大切である。

(2) 緊急時対応に関する準備

P 69～70を参考に「アレルギー緊急時個別対応カード」を作成しておく（緊急時連絡先等は保護者が記入）。

緊急時個別対応カードは、教職員全員、消防署等で情報を共有するとともに、緊急時の薬を使用するタイミング等、学校の対応についてはあくまでも目安であることを、保護者と関係者が共通理解し、相互で確認する。

◆緊急時個別対応カードの作成上の留意点

- ・保護者・医療機関など緊急時の連絡先を確認し明記しておく。
- ・特に過敏であることが予想され注意を要する食品を明確にしておく。
- ・アナフィラキシーの既往の有無や緊急時の薬（内服薬・「エピペン®」）等について記載しておく。
- ・緊急時個別対応カードは、定められた場所に保管し、緊急時にはすぐに参照できるようにする。
- ・保護者や主治医との連絡を密に行い、対応に変更があれば隨時修正し、情報を共有する。

(3) 緊急時の学校の対応

下記を目安に対応することが望ましい（P 69「学校での対応」参照）。

◆原因がわからなくても軽い症状が出ている場合

- ・必ず教職員が本人に付き添い、保健室へ移動。衣服をゆるめ安静にし、注意深く観察する。
- ・内服薬などがあれば準備し、服薬するよう指示する。
- ・保護者に連絡する。
- ・P 70「緊急時個別対応経過記録表」等に記録をしながら観察する。

・「エピペン®」を所持している場合は、本人に「エピペン®」を持たせ（症状が進行するなら打つことを考慮する）、救急車を要請する（119番）・・・P37及びP70の「救急車に伝える内容」を参考に連絡する。

◆注意を要する食品を食べた（かもしれない）また、中等度～重度の症状がある場合

- ・教職員の応援を要請する。必ず教職員が本人に付き添う。※本人を動かさない。
- ・救急車を要請する（119番）：P37及びP70を参考に連絡する。
- ・保護者に連絡する。
- ・「エピペン®」を所持している場合は、直ちに「エピペン®」注射
- ・衣服をゆるめ保温し、安静にして救急車を待つ。
- ・P70「緊急時個別対応経過記録表」等に記録しながら観察する。

※参照 「エピペン®」使用のタイミング（日本小児アレルギー学会による）

一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

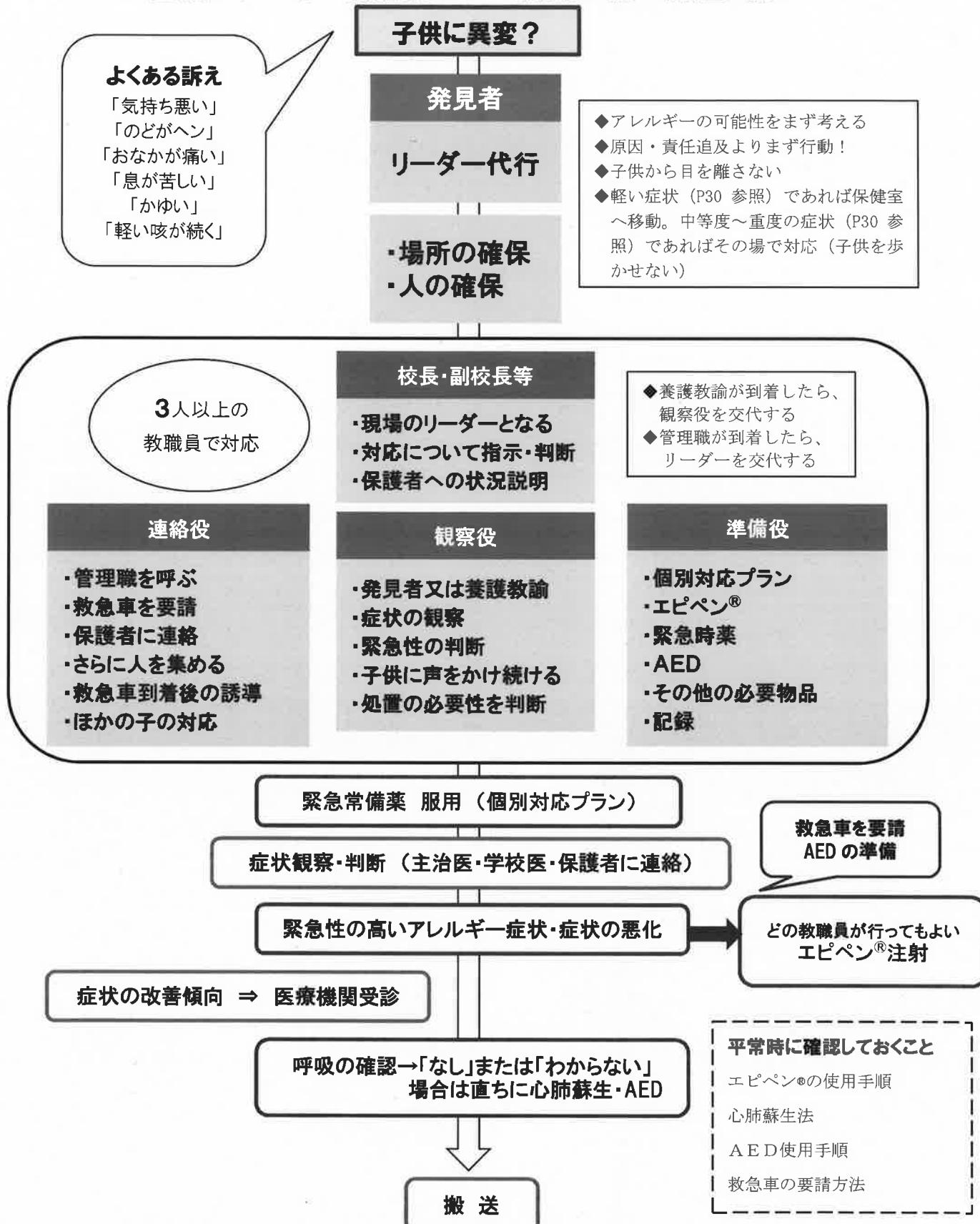
消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み	
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み	・声がかれる ・ぜーぜーする呼吸	・犬が吠えるような咳 ・息がしづらい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている	・尿や便を漏らす

◆緊急時個別対応経過記録表について

あらかじめ、P70の「緊急時個別対応経過記録表」を参考に記録表を準備しておく。
記録表には、児童生徒の症状や状態と、どのような応急処置をしたか等を、時間の記録とあわせて記載する。

また、救急車を要請した場合は、記録表の内容等を救急隊に伝えるとともに、搬送先の医療機関へ情報提供する。

食物アレルギー緊急時対応の流れと役割分担(例)



4 ぜん息の緊急時対応

ぜん息の発作は、急速に進行し、短時間に重篤な状態に至ることがあります。発作の徵候がみられた場合には、必要に応じて保護者への連絡や医療機関への移送、救急車の要請など迅速に行なうことが大切です。

■ぜん息発作の程度の見分け方と緊急時対応プラン（例）

		小発作	中発作	大発作	呼吸不全
呼吸のしかた等	ぜん鳴	軽度 児童生徒の近くで聞こえる程度	明らか 50cm くらい離れていて聞こえる程度	著明 遠くでも聞こえる	弱い 呼吸不全を来たした場合、ぜん鳴は弱くなるので要注意
	陥没呼吸	なし	明らか	著明	著名
	起座呼吸	横になれる	座位を好む	前かがみになる場合がある	あり
	チアノーゼ	なし	なし	あり	顕著 <その他> ・尿便失禁 ・興奮（あはれる） ・意識低下など
日常生活の様子	遊び・運動	ふつう	少ししかできない	できない	
	給食・食事	ふつう	少し食べにくい	食べられない	
	会話	ふつう	話しかけると返事はする	話しかけても返事ができない	
	授業	ふつう	集中できない	参加できない	
		↓	↓	↓	↓
<ul style="list-style-type: none"> ・安静にさせて経過観察（急変に注意） ・記録表*に記録 ・腹式呼吸 ・水分補給 ・排痰 ・保護者に報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡 ・保護者の意向や学校医、主治医の指示により医療機関へ移送または救急車要請（急性発作性治療薬の吸入、内服） ・記録表*に記録 		救急車要請 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡 ・記録表*に記録 	

◎安静→一般的に横になるよりも座っている方が呼吸は楽になる。

★ぜん鳴：発作に伴って生じるゼーゼー・ヒューヒューという呼吸音

★陥没呼吸：息を吸うときにのどや胸部の下（腹部）が引っ込む呼吸や状態

★起座呼吸：息苦しくて横になることができない呼吸や状態

★チアノーゼ：体内の酸素が不足した状態。くちびるやツメが青くなる

*記録表：P70「緊急時個別対応経過記録表（例）」を参考にあらかじめ記録表を作成しておく

5 救急車要請(119番通報)のポイント

■救急車要請(119番通報)

- ①「救急です」を先ずは伝える。
- ②「場所は〇〇です（学校の場合は学校名も伝える）」
※所在地は正確に伝える（学校の住所、宿泊先の住所等を事前に確認）
- ③「いつ、だれが、どうしたのか、現在の状態」「アナフィラキシー等の情報」「エピペン®情報（使用や携帯の有無）」を伝える。
※エピペン®情報及び消防機関と情報共有している児童生徒であることを伝える。
※消防機関の通信員からの質問に答える。
- ④「私の名前は、〇〇〇〇です。電話番号は、△△△一〇〇〇〇です（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える）。」と通報者を明らかにする。
- ⑤携帯電話による通報の場合
通報後しばらくの間は、電源を切らずにいること（再確認する場合がある）。

救急車を手配するために119番通報すると、消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からぬ場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようとする。

■救急車要請後の動き

①連絡体制

発症した児童生徒の状態の確認や応急手当の指示をするため、救急隊員から学校に、再度連絡が入る場合がある。その際、児童生徒の状態を把握している教職員が、救急隊員からの電話に必ず対応できるよう、校内連絡体制の整備や連携が大切である。

また、救急隊到着後、現場へ誘導する教職員も必要となる。

②救急車が到着したら

状態の説明、どのような応急手当をしたかを救急隊員に説明する。

「エピペン®」の使用の有無を必ず伝える。

③持参するものをまとめ、事情がわかる教職員が救急車に同乗する。

救急搬送する児童生徒の「管理指導表」、「緊急時個別対応カード」、「記録表」、使用した「エピペン®」等を持参し、救急車に同乗する。

II 緊急時処方薬の取扱い

1 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)・吸入薬

アレルギー疾患に対する内服薬として、抗ヒスタミン薬やステロイド薬を処方される場合があります。しかし、これらの薬は内服してから効果が表れるまでに時間がかかるため、アナフィラキシーショックなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできないと言われています。ショックなどの重篤な症状には、内服薬を服用するよりもアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を早い段階で注射することが大切です。

また、ぜん息に対する発作治療薬として、ベータ刺激薬が処方されている場合があります。ベータ刺激薬には、吸入、内服、貼付などのタイプがありますが、吸入薬が即効性に優れているとされています。

■医療用医薬品の管理について

学校では、様々な疾病のある児童生徒が在籍しており、医師から処方された薬（医療用医薬品）を学校に持参する場合がある。

医療用医薬品については、児童生徒本人が携帯・管理することが基本である。ランドセル・カバンの中等に所持し、管理や使用等について教職員が理解しておくことが大切である。

しかし、本人が携帯・管理できない状況にある場合は、保護者、児童生徒、主治医、学校医、学校薬剤師、教育委員会等と十分な協議を行い、適切に対応する必要がある。

また、教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医行為に当たるので、行うことはできないとされている。

ただし、児童生徒が以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば医薬品の使用（①皮膚への軟膏の塗布、②湿布薬の貼付、③点眼薬の点眼、④一包化された内服薬の内服、⑤肛門からの座薬の挿入、⑥鼻腔粘膜への薬剤噴霧）への介助が可能とされている。

【3つの条件】

- ①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医療品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要ではないこと

※医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）

平成17年7月26日付 医政発第0726005号

※このように容態が安定していることが介助の条件であるため、児童生徒の症状が急に変化した場合は、医療用医薬品の使用の介助はできないとされている。

学校で医療用医薬品を使用するかどうかは、児童生徒本人が判断することになるが、学校としても、事前に保護者・本人とどのような状態で使用するのか、その際、学校としてどのような環境整備を行うかを話し合っておく必要がある。

※例外としてアレルギー疾患のある児童生徒がアナフィラキシー発症時に使用するアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）については、状況によっては教職員が使用する場合がある。（次ページ参照）

※医療用医薬品を学校が本人に代わって管理する場合は、通常、保護者に「医療用医薬品預かり書（依頼書）」の提出を求めるが、P66～68の「個別支援プラン（例）」に保護者と協議のうえ決定した内容の記載及び保護者の確認（署名・押印）があれば、個別支援プランをもって「医療用医薬品預かり書（依頼書）」とすることも可能である。

2 アドレナリン自己注射薬(商品名「エピペン®」)

「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす可能性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方するアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）です。

(1) 「エピペン®」の処方対象者

過去にアナフィラキシーショックの既往がある者で、症状の進展が早く時間的に猶予のない者、致死的なアナフィラキシーを経験している者、近隣の医療機関が遠く緊急時にすぐに対応してもらえない者などに処方されることとなっている。

(2) 「エピペン®」の使用について

「エピペン®」は本人自らもしくは保護者が注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けている。しかし、アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられる。そのため、児童生徒が「エピペン®」を自ら注射できない状況にあるときは、人命救助の観点から、周りの教職員が本人に代わって速やかに注射する必要がある。

「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第3者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになる。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない状態にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にはならない。

「エピペン®」については、救急救命士も「あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されている」患者に対し、医師の具体的な指示を受けなくとも使用できることとなっているので、消防署と連携を図り適切に対応することが大切である。

また、緊急時に「エピペン®」を所持していない場合で、他の児童生徒に処方されている「エピペン®」がある場合でも、処方されている人以外への使用は認められない。

※参考：平成21年7月30日付け21ス学健第3号『「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について』
平成21年7月7日付け医政医発0707第2号及び平成21年7月6日付け21ス学健第9号『医師法第17条の解釈について』

(3) 「エピペン®」の管理

児童生徒がアナフィラキシーに陥った時に「エピペン®」を速やかに注射するためには、児童生徒本人が携帯・管理・使用することが基本である。しかし、それができない状況にあり対応を必要とする場合は、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、「エピペン®」の管理・使用について、学校・教育委員会は、保護者・本人、主治医・学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておくことが必要である。

学校が本人に代わって「エピペン®」の管理を行う場合には、学校の実状に応じて、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議し、その方法を決定する。方法の決定にあたっては、以下の3点を関係者が確認しておくことが重要である。

【確認事項】

- ①学校が対応可能な事柄
 - ②学校における支援体制（保管場所・管理方法・教職員の共通理解事項等）
 - ③保護者が行うべき事柄（学校への持参状況・有効期限※・破損の有無の確認等）
- など

○学校は管理中に破損等が生じないよう十分注意するが、破損等が生じた場合の責任は負いかねることについても保護者の理解を得る。

※「エピペン®」の有効期限：約1年

「エピペン®」は含有成分の性質上、次のような保管が求められています。

- ・「エピペン®」の有効成分であるアドレナリンは光で分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保存・携帯し、使用するまで取り出さないこと。
- ・15℃～30℃で保管することが望ましいので、冷所（例：冷蔵庫の中）または日光の当たる高温下（例：夏場、直射日光の当たる窓辺）等に放置しないこと。
- 冬場等、気温が低い環境では、発砲スチロールや断熱材等で、15℃～30℃での保管を保つよう工夫すること。

(4) 「エピペン®」の処方に係る報告書の提出について

すでに「エピペン®」を処方されている児童生徒については、様式7-1により保護者から学校へ様式7-3を提出してもらう。アレルギー疾患の児童生徒で「エピペン®」を処方されていない場合には、様式7-2、様式7-3を保護者へ渡し、処方された際に速やかに「エピペン®対応表」を提出してもらえるようにする。

「エピペン®対応表」の提出（「エピペン®」の処方）のある児童生徒がいる場合には、学校は教育委員会へ様式7-5により報告書を提出する。

3 「エピペン®」の使用手順

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す

ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しつかり握る

オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す

青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する

太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！押しつけたまま五つ数える！

⑤ 確認する

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくるところです。絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。



服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もないことを確認しましょう。



Q&A

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について

Q1

管理指導表は、年1回、提出を求めるのですか？

A1

アレルギー疾患は1年のうちに症状が変化したり、新たに別の症状が発症することがあるため、1年ごと又は症状に変化があった場合はその都度更新する必要があります。ただし、過去に管理指導表を提出したことがあり、主治医等により前年度と同様であると診断された場合に限り、管理指導表の提出を省略することができます。

Q2

保護者から、管理指導表を提出されていないにも関わらず、アレルギーの対応を依頼されました。どうすればよいでしょうか？

A2

学校では、医師の診断に基づいた管理指導表をもとに、対応や取り組みを検討することを保護者に伝え、提出を依頼してください。特に食物アレルギーで学校給食での除去が必要な場合、保護者の自己判断や幼少時の診断結果では、過剰な除去になる可能性があるため、管理指導表の提出が必要です。また、管理指導表の提出を求める際には、文書料が必要となる場合があることについても、保護者の理解を得るようにしてください。

また、病院での検査結果は陰性であるが、体調によってアレルギー反応が見られるといった場合等には、医師に相談し、学校での対応が必要な場合には管理指導表の自由記載欄等に記載してもらうよう保護者へ伝えてください。

Q3

アレルギーの症状が非常に弱い場合でも、管理指導表が必要ですか？

A3

学校で特別な対応を行う必要がなければ、管理指導表の提出は不要です。

緊急時の対応・薬品管理について

Q4

保護者から緊急時処方薬(内服薬・吸入薬・「エピペン®」等)を学校で預かってほしいとの依頼があった場合、どのように対応すればよいですか？

A4

緊急時処方薬は本人が携帯・管理・使用することが基本です。しかしそれができるない状況にあり学校での対応が必要な場合は、保護者、主治医、学校医、学校薬剤師、教育委員会等と十分に協議をする必要があります。また「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって教職員が注射する場合を除き、基本的には教職員が児童生徒に対し医療用医薬品を使用できること、P39の「3つの条件」を満たしている場合でも医療用医薬品使用の介助のみが可能であること、P41の「確認事項」の内容等について保護者に理解を求める必要があります。

Q5

児童生徒がぜん息の発作を起こしたとき、吸入薬を吸入するための介助を教職員がしてはいけないのですか？

A5

P39の「3つの条件」を満たしていれば、医療用医薬品の使用の介助はできると言われています。

本人が自ら吸入薬を使用する際にも十分な注意が必要です。吸入後も改善が見られず短時間のうちに重篤な状態に陥る場合や、まれに医療用医薬品による重篤な副反応が出る場合のあるため、注意深く観察するとともに、状況に応じて保護者への連絡や医療機関への搬送、救急車の要請等を迅速に行うことが大切です。

Q6

「エピペン®」を注射するのは、基本的には本人ですが、本人が注射できない状況にあるとき、本人に代わって教職員が注射すべきですか？

A6

「エピペン®」は、アナフィラキシーショックから命を救うための注射薬であり、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーは、一般的に大変急速に進行します。特に「エピペン®」を処方されているような児童生徒の場合は、最初は軽い症状であっても急速に悪化する可能性が高く、保護者や救急車の到着を待っている間に、命に関わる重篤な状態に陥る危険があります。そのため、児童生徒が「エピペン®」を注射できない状況にあるときは、人命救助の観点から、周りの教職員が本人に代わって速やかに注射する必要があります。

アナフィラキシーは、学校生活のどの場面で発症するかを予想することが困難なため、その場に居合わせた教職員の誰もが、適切な救急対応と「エピペン®」の注射ができる体制を整えておく必要があります。そのためには、校内研修や教育委員会が実施する研究会等を通じ、教職員全体がアナフィラキシーに対応するための正しい知識や技術を身につけておくことが重要です。

教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続の意図がないものと認められるため、医師法違反にはなりません（P 40～41 参照）。

Q7

「エピペン®」を注射する部位が、太ももの前外側とされているのはなぜですか？太ももの前中央ではダメですか？

A7

「エピペン®」は筋肉に注射することとなっており、太ももの前外側にある大きく厚い大腿四頭筋が注射に最適な部位です。太ももの前中央では、太ももの内側にある大腿動脈・大腿静脈等の血管や大腿神経に注射してしまう危険性があるので、注射部位に適していません。なお、緊急時には衣服の上からでも注射できますが、ポケットの中に物が入っていると注射できないので注意が必要です。

学校給食について

Q8

保護者から除去食の提供を依頼されましたが、除去する食品が多く対応できない場合は、どうすればよいですか？

A8

学校給食で、すべての食物アレルギーの児童生徒に除去食や代替食を提供できればよいのですが、対象児童生徒のアレルギー症状が重く、医師から指示された除去食品が多品目に渡る場合や、設備や作業の関係で提供が難しい場合があります。学校給食で対応ができること・できないことを保護者との面談の中で確認してください。学校給食での対応が困難な場合は、弁当を持参してもらうことになります。

Q9

重度の食物アレルギーで除去食が必要な場合、コンタミネーション（混入）の可能性について、保護者にどう説明すればよいですか？

A9

学校又は共同調理場は、対応食調理の作業ゾーンが通常の調理と同施設内である限り、混入する可能性があることを保護者に十分説明してください。また、微量の混入でも症状が出るかどうか等について、主治医に十分に相談の上、対応可能かどうか判断してください。

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

Q10

食物アレルギーのため、除去食・代替食等の対応をしていた児童生徒の保護者から、「症状がなくなり食べられるようになった」との連絡があったので、今までの給食対応を終了してよいでしょうか？

A10

事故防止のため、喫食の可否については医師の判断に基づくことが基本です。「食べる事が可能になった」ことを主治医に確認し、管理指導表の再提出を保護者に依頼し、アレルギー疾患対応委員会においても管理指導表の内容を確認したうえで給食対応を終了してください。

Q11

食物アレルギーの血液検査で、陽性となった食物は全て除去すべきですか？医師により指示が違うようなのですが。

A11

給食での除去については、主治医が判断するものであり、学校は主治医が記入した管理指導表に基づき対応すべきです。

同一の児童生徒に対し、複数の主治医から異なる指示があった場合は、保護者に主治医の先生方と十分話し合うよう依頼し、その結果を記入した管理指導表の提出を依頼してください。

その他

Q12

各種様式に示されている書類の変更は可能ですか？また、保護者が各種様式を記入する際、記入しづらい・判断しづらい場合はどうすればよいですか？

A12

各種様式（様式1～7）は例として示したものなので、学校の実状等に応じて活用しやすい様式に変更してください。また、保護者が記入しづらい・判断しづらい事項に関しては、①面接の際に丁寧に説明をする ②保護者から十分に事情を聞き取り、相談しながら記入する ③主治医の意見を伺うよう保護者に依頼する等により対応してください。

Q13

児童生徒が「エピペン®」を処方されることになったため、教職員の研修を実施したいと思います。講師や内容はどうすればよいか教えてください。

A13

研修の講師としては、主治医やアレルギー専門医、学校医等が適切です。研修の内容についてはP26を参考に、児童生徒や学校の実状に応じた研修を実施してください。なお、研修講師の紹介を希望する場合は、町教育委員会あるいは県教育委員会に相談してください。

各種樣式

様式1-1

年 月 日

保護者 様

学校
校長

「アレルギーに関する調査票」の提出について（依頼）（例）

（　）の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。
平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本校では、アレルギー疾患の児童生徒の学校生活をより安心で安全なものとするため、アレルギー疾患について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。
つきましては、別添「アレルギーに関する調査票」に記入していただき、学校にご提出くださいますようお願いいたします。
また、学校での対応を希望する場合等は、「アレルギーに関する調査票」を提出していただきたい後に、主治医の診断に基づき学校における対応を検討いたします。医師が診断する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が必要になりますので、その際はご協力をお願いします。

食物アレルギーに関する調査票(例)

◆お子さんは食物アレルギーがありますか

ある · ない

※当てはまる方を○で囲んでください
「ある」場合は以下の質問にもお答えください

学年・組 年 組

フリ名 ガナ前

記入者

I 食物アレルギーについて

1 発症について

(1) 最初に症状が出た時期・年齢 (年 ケ月頃)

原因食品 ()

症状 ()

(2) 最近、症状が出た時期・年齢 (年 ケ月頃)

原因食品 ()

症状 ()

2 現在、除去をしている食べ物がありますか

ない ある (食べ物 :)

3 2で“ある”場合、除去の判断をしたのは誰ですか

医師 保護者 その他 ()

4 過去に除去をしていたが、現在は食べられるようになった食べ物がありますか

ない ある (食べ物 :)

II 食物アレルギーの具体的な症状について

1 今まで出た症状について、当てはまるもの全てにチェックを入れてください

顔や目の周りの赤み、腫れ 口やのどのかゆみ 舌や唇の腫れ

声がかれる ぜん息 腹痛 嘔吐 下痢

アナフィラキシー症状

その他 ()

※アナフィラキシー症状の経験がある場合にお答えください

(回数： 回、最終発症年月： 年 月、原因： 症状：)

※「エピペン®」を処方されている場合にお答えください

・今までに「エピペン®」を使用した回数： 回 (原因食品：)

・最後に「エピペン®」を使用した時の状況

(最終使用日： 年 月 日、注射した人： 症状：)

2 原因食品摂取後にでる症状について記入してください

食品名	症 状	食べてから症状が出るまでの時間 (即時型・遅延型)
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある (症状：)	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型 (分)
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある (症状：)	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型 (分)
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある (症状：)	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型 (分)
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある (症状：)	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型 (分)

3 運動後に症状が出たことがありますか
ない ある (食事との関連あり 食事との関連なし 不明)

III 現在、食物アレルギーの治療のために使用している薬はありますか

- ない
ある→下の項目について記入してください
- ①薬品名
内服薬 () 吸入薬 ()
外用薬 () 注射薬 ()
その他 ()
- ②学校に薬品の携帯を希望しますか
希望しない
希望する (薬剤名 :)
- ③お子様は自分で薬の管理ができますか
管理できる
管理できない

IV 学校給食において食物アレルギーによる個別対応を希望しますか

- いいえ→給食を食べる
□は い→下の項目について当てはまるものにチェックを入れてください
給食を停止し、弁当を持参する
献立により、除去食・代替食を希望する
(個別に相談し、毎月予定献立表で確認しながら実施)
詳細な献立表の配布を希望する

V お子様の食物アレルギーについて、心配なことがありましたらご記入ください

VI 災害時対応のために、市町村関係部局等から申し出があった際は、アレルギーに関する情報を提供することに同意しますか

- 同意する
同意しない

学校 : 原本保管
給食センター : コピー保管

アレルギーに関する調査票(例)

◆お子さんはアレルギーがありますか

ある ···· ない

※当てはまる方を○で囲んでください
「ある」場合は以下の質問にもお答えください

学年・組 年 組

フリ名 ガナ前

記入者

I アレルギーについて

1 当てはまるものを○で囲んでください。その他の場合はその内容を記入ください

アトピー性皮膚炎 ···· アレルギー性結膜炎 ···· アレルギー性鼻炎

気管支ぜん息 ···· その他 ()

2 発症について

(1) 最初に症状が出た時期・年齢 (歳 ケ月頃)

原因物質 ()

症状 ()

(2) 最近、症状が出た時期・年齢 (歳 ケ月頃)

原因物質 ()

症状 ()

3 現在、除去等対応をしている物質がありますか

□ない □ある (原因物質 :)

4 2で“ある”場合、除去等の判断をしたのは誰ですか

□医師 □保護者 □その他 ()

5 過去に対応をしていたが、現在は特に対応していない原因物質がありますか

□ない □ある (原因物質 :)

II アレルギーの具体的な症状について

1 今まで出た症状について、当てはまるもの全てにチェックを入れてください

□顔や目の周りの赤み、腫れ □口やのどのかゆみ □舌や唇の腫れ

□声がかれる □ぜん息 □腹痛 □嘔吐 □下痢

□アナフィラキシー症状

□その他 ()

※アナフィラキシー症状の経験がある場合にお答えください

(回数： 回、最終発症年月： 年 月、原因： 症状：)

※「エピペン®」を処方されている場合にお答えください

・今までに「エピペン®」を使用した回数： 回 (原因物質：)

・最後に「エピペン®」を使用した時の状況

(最終使用日： 年 月 日、注射した人： 症状：)

2 原因物質接触後にでる症状について記入してください

原因物質名	症 状	触れてから症状が出るまでの時間（即時型・遅延型）
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある（症状： ）	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型（ ）分
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある（症状： ）	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型（ ）分
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある（症状： ）	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型（ ）分
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ある（症状： ）	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 遅延型（ ）分

3 運動後に症状が出たことがありますか

ない ある（ 食事との関連あり 食事との関連なし 不明 ）

III 現在、アレルギーの治療のために使用している薬はありますか

ない

ある→下の項目について記入してください

①薬品名

内服薬（ ） 吸入薬（ ）
外用薬（ ） 注射薬（ ）
その他（ ）

②学校に薬品の携帯を希望しますか

希望しない

希望する（薬剤名： ）

③お子様は自分で薬の管理ができますか

管理できる

管理できない

IV 学校においてアレルギーによる個別対応を希望しますか

いいえ

はい→内容（ ）

V お子様のアレルギーについて、心配なごありましたらご記入ください

VI 災害時対応のために、市町村関係部局等から申し出があった際は、アレルギーに関する情報を提供することに同意しますか

同意する

同意しない

学校：原本保管

様式2-1

年 月 日

保護者 様

学校
校長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等の提出について（依頼）（例）

（　　）の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校では、アレルギー疾患の児童生徒の学校生活をより安心で安全なものとするため、アレルギー疾患について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

学校生活において特に配慮や健康管理が必要な場合は、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等の提出を受けて、学校から給食センターに申請を行います。

申請には、同封しました、

- ① 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)
- ② 学校給食対応申込書(様式3-1)] ※食物アレルギーの場合
- ③ 噫食状況確認調査票(様式3-2)]

が必要になりますので提出をお願いします。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、主治医の先生に記入していただくことになります。病院には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」と「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について（依頼）（様式2-2）」を持参のうえ。受診してください。なお、文書料が必要な場合がありますが、ご了承ください。（参考：県立宮古病院の場合、診断毎に3,240円（H28年1月現在））

また、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただいた後に、主治医（専門医）の診断に基づき、学校での具体的な取り組みやより適切な健康管理、対応方法等を検討するため、保護者の方と面談することとしていますので、ご協力をお願いします。

学校：原本保管

給食センター：コピー保管

様式2-2

年 月 日

主治医（専門医）様

学校
校長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載について（依頼）（例）

（　　）の候、益々ご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校では、アレルギー疾患の児童生徒の学校生活を安全で安心なものとするため、アレルギー疾患について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

つきましては、主治医（専門医）の先生方の診断に基づき、学校での具体的な取り組みやより適切な健康管理、対応方法を検討したいと考えておりますので、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をご記入くださいますようお願ひいたします。

様式2-3

学校長 様

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について（例）

_____さんの学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、
平成 年 月 日記載の内容より、変更ありません。

平成 年 月 日

主治医

印

学校：原本保管
給食センター：コピー保管

男・女 平成 年 月 日生 (歳)

提出日 平成 年 月 日

名前

病型・治療		学校生活上の留意点			
A. 重症度分類(発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型		A. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可			
		C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服			
		D. 急性発作時の対応(自由記載) B-1. 長期管理薬(吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 4. その他()			
		B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定			
		D. その他の配慮・管理事項(自由記載)) B-2. 長期管理薬(内服薬・貼付薬) 1. テオフィリン除放製剤 2. 口コトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他()			
病型・治療		学校生活上の留意点			
A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究所班) 1. 軽症: 面積に関わらず、皮疹のみみられる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の100%にみられる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑・主皮膚の病変 * 強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、膿腫、苔癬化などみられる病変		A. プール指導及び長時間の活動 1. 紫外線下での活動 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. (学校設置で可能な場合) D. その他の配慮・管理事項(自由記載)) B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. 保湿剤 4. その他()			
A. 気管支ぜん息(ありなし) アトピー性皮膚炎(ありなし)		B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 C. 食物アレルギー 1. の合併 2. なし			
病型・治療		学校生活上の留意点			
A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎(花粉症) 2. 季節性アレルギー性結膜炎 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他()		A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定			
B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()		C. その他の配慮・管理事項(自由記載))			

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

(財)日本学校保健会作成

名前 _____ 男・女 平成 ____年 ____月 ____日生 (____歳)

学校 年 組 提出日 平成 ____年 ____月 ____日

裏 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

(財)日本学校保健会作成

病型・治療		学校生活上の留意点	
A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) <ul style="list-style-type: none"> 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 		★保護者 電話 : ★連絡医療機関 : 緊急時連絡先	
B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) <ul style="list-style-type: none"> 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 () 		A. 給食 <ul style="list-style-type: none"> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 <ul style="list-style-type: none"> 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動 (体育・部活動等) <ul style="list-style-type: none"> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 <ul style="list-style-type: none"> 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 	
C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載 <ul style="list-style-type: none"> 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 種実類・木の実類 7. 甲殻類(エビ・カニ) 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他 1 12. その他 2 		E. その他の配慮・管理事項 (自由記載) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【診断根拠】該当するもの全てを《 》内に記載 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IGE抗体等検査結果陽性</div>	
D. 緊急時に備えた処方薬 <ul style="list-style-type: none"> 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3. その他 () 		学校生活上の留意点 記載日 医師名 連絡医療機関名	
A. 病型 <ul style="list-style-type: none"> 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 		A. 屋外活動 <ul style="list-style-type: none"> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 	
B. 治療 <ul style="list-style-type: none"> 主な症状の時期 : 春、夏、秋、冬 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他 () 		B. その他の配慮・管理事項 (自由記載) 記載日 医師名 連絡医療機関名	

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名 :

学校給食対応申込書(例)

山田町立 学校長 様

下記の者は、食物アレルギーと診断されていることから、証明書類として「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を添付し、学校給食での対応を希望いたします。

なお、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、「食物アレルギーに関する調査票」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「喫食状況確認調査票」に記載された内容を教職員及び学校給食センターで共有することに同意します。

記

学年・組 _____ 年 _____ 組

児童生徒氏名 _____

進学先学校名 _____

(小学6年生のみ記入してください)

平成 年 月 日

保護者

住 所 山田町 _____

氏 名 _____ 印

様式3-2

喫食状況確認調査票(例)

記入日 平成 年 月 日

学校名 学校

年 組 氏名 ()

該当する項目について、あてはまるものにチェックをしてください。

その他の部分については、全員記入をお願いします。

喫食の有無により、対応が変わってきますので、漏れなく記入をお願いします。

鶏卵	ベーコン、ハム類を家庭で食べていますか？
	<input type="checkbox"/> 食べている → 完全除去 但しベーコン・ハムは除く <input type="checkbox"/> 食べていない → 完全除去
魚介類	魚全般、甲殻類等を家庭で食べていますか？
	<input type="checkbox"/> 食べている <input type="checkbox"/> 魚全般 <input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> いか <input type="checkbox"/> 貝 <input type="checkbox"/> ウニ <input type="checkbox"/> クラゲ <input type="checkbox"/> 練り物 <input type="checkbox"/> 調味料(ソース・魚醤等)に含まれるもの <input type="checkbox"/> 食べていない → 給食での対応はむずかしいので弁当持参 だし汁(かつお節、さば節、にぼし、本だし等)を使用した料理を家庭で食べていますか？
乳	パンを家庭で食べていますか？
	<input type="checkbox"/> 食べている → 完全除去 但し給食用パンは除く <input type="checkbox"/> 食べていない → 完全除去 → ご飯代替えもしくは家庭から持参
小麦	一般のしょうゆ、みそ、酢を家庭で使用していますか？
	<input type="checkbox"/> 使用している → 完全除去 <input type="checkbox"/> 小麦未使用的調味料を使用している → 給食での対応はむずかしいので弁当持参
種実類	ごま、栗を家庭で食べていますか？
	<input type="checkbox"/> 食べている(<input type="checkbox"/> ごま <input type="checkbox"/> 栗) <input type="checkbox"/> 食べていない
その他	アレルギー食品を揚げた後の油で揚げた場合のものでも反応がありますか？ (例)えびアレルギーの場合、えびフライを揚げた後の油で揚げたとんかつを食べて反応がありますか？
	<input type="checkbox"/> 反応あり → 給食での対応はむずかしいので弁当持参 <input type="checkbox"/> 反応なし → 油は共用可とし、原因食品の完全除去で対応 原材料として使用しないが、同一製造ラインでの微量混入で反応のある食品がありますか？ <input type="checkbox"/> 微量混入も除去が必要な食品がある (食品名:) → 原因食品によっては、給食での対応はむずかしいので弁当持参 <input type="checkbox"/> 微量混入も除去が必要な食品がない → 微量混入は可とし原因食品の完全除去で対応

学校：原本保管

給食センター：コピー保管

様式3-3

給食センター食物アレルギー等対応依頼・確認書(例)

平成 年 月 日

学校名	学年・組	児童・生徒氏名
学校	年 組	
1 保護者の依頼内容		
2 栄養教諭・栄養職員の意見		
3 対応決定内容		
4 経過記録		
5 備考		

学校長	副校長	養護教諭	担任

センター所長	栄養教職員

学校(1記入) ⇒ 給食センター(2、3記入) ⇒ 学校(原本)

※給食センターはコピー保管

※決定事項を保護者へも送付(コピー)

様式3-4

平成 年 月 日

様

山田町立 学校
校長

学校給食での食物アレルギー対応について（対応不可能通知）（例）
平素は、本校の運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、提出していただいた「食物アレルギーに関する調査票」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「喫食状況確認調査票」を基にしたところ、下記の理由により対応できかねますのでお知らせします。

記

対応不可能の食品及びその理由



様式3-5

アレルギー対応 申込取下げ申出書(例)

山田町立 学校長 様

下記の者は、(アレルギー・食物アレルギー)と診断され、(学校・学校給食)での対応を希望しておりましたが、今般、その対応を取下げ、(通常の対応・通常の給食)を希望します。

記

学年・組 年 組

児童生徒氏名

解除年月日 平成 年 月 日

取下げ理由



平成 年 月 日

保護者

住 所 山田町

氏 名

㊞

学校：原本保管

給食センター：コピー保管

学校給食での食物アレルギー対応 判断基準（参考）

学校生活管理指導表に基づく給食の対応は、「保護者と相談し決定」の項目に、○印がついてくることが予想されることから、対応の基準については下記を参考にして下さい。

1 医師が書いた学校生活管理指導表の提出必須

昨年度までの対応と異なることに対する保護者からの連絡については、教育委員会学校教育課に報告願います。（☎82-3115）

2 下記のような場合でも症状が発症する児童生徒には、給食センターでの対応が困難なことから、弁当持参をお願いします。

(1)調味料、だし、添加物の除去が必要

(2)コンタミネーション（微量混入）の除去も必要

(3)多品目の食物除去が必要→アレルゲンとなる食品にもよるので、給食センターと要相談。

(4)油の共用ができない

(5)その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

3 対応は、原則完全除去とします。

※但し、卵・乳については、その限りではない。

(1)卵アレルギーの場合

基本は完全除去。

※但し、ベーコンやハムに使われている卵白は微量であることから、家庭での状況と同様にする。

（家で除去 → 給食でも除去 家で喫食 → 給食でも喫食）

(2)乳アレルギーの場合

基本は完全除去。

※但し、給食用パンに含まれる脱脂粉乳は微量であることから、除去の必要があるかどうか確認する。

施設の整備状況や、人員等の体制が整っていない場合、給食センターによっては対応しかねことがあります。ご不明な点は、給食センターへお問い合わせください。

学校生活管理指導表の提出を必須としての食物アレルギー対応は、新たに実施するものです。

今後は、実態を踏まえて、対応内容や対応食品等について、検討していきます。

様式4-1表

個別支援プラン(食物アレルギー)(例)

作成日 平成 年 月 日

名前	() 年 () 組 () 番 フリガナ 名前 ()
生年月日	平成 年 月 日

食物アレルギーの 病型 ※学校生活管理指導 表より該当するもの	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 口腔アレルギー症候群 <input type="checkbox"/> 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
原因食品		
除去の程度		
発症時の症状		
頻度	番号で記入する (①必ず出る ②ほとんど出る ③時々出る)	
アナフィラキシー既往歴	有 · 無	
緊急時処方薬	薬剤	管理方法
	<input type="checkbox"/> 内服薬 (薬品名:)	<input type="checkbox"/> 本人 (保管場所) <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 「エピペン®」(アドレナリン自己注射薬)	<input type="checkbox"/> 本人 (保管場所) <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 本人 (保管場所) <input type="checkbox"/> その他 ()
薬剤使用時の 留意事項		
学校生活に おける留意点	運動	
	授業	
	行事	
	食事 給食	(給食については裏面に詳細を記入)
	その他	

*緊急連絡先等は「食物アレルギー緊急時個別対応カード」に記載
学校における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員及び給食センター職員全員で共有することに同意します。

平成 年 月 日 保護者名



様式4-1裏

個別支援プラン(食物アレルギー)(例)

学校給食における決定事項

	決定(年月日)	決定(年月日)	決定(年月日)
レベル1 詳細な献立表対応			
レベル2 弁当対応	完全弁当対応 一部弁当対応 ()	完全弁当対応 一部弁当対応 ()	完全弁当対応 一部弁当対応 ()
レベル3 除去食対応	除去する食品	除去する食品	除去する食品
レベル4 代替食対応			
その他			

学校での様子

	年月日	年月日	年月日
症状			
経過措置			
その他			

その他特記事項等面談記録

面談日	特記事項	最終診察日
年月日		
年月日		
年月日		

学校：原本保管

給食センター：コピー保管

様式4-2

個別支援プラン(食物アレルギー以外)(例)

作成日 年 月 日

名 前	() 年 () 組 () 番 フリガナ 名前 () 性別 ()
生年月日	平成 年 月 日 生
保護者名	
住 所	
電話番号	

原因物質					
発症時の症状		アナフィラキシーの有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 発症時の症状			
緊急時の対応		<input type="checkbox"/> 保護者に連絡する <input type="checkbox"/> 救急車要請 <input type="checkbox"/> 処方薬あり <input type="checkbox"/> その他 () 詳細			
学校生活における留意点		運動			
		行事			
		その他			
薬剤使用時の留意事項		使用薬剤			
		管理方法	<input type="checkbox"/> 本人(保管場所: ()) <input type="checkbox"/> その他 ()		
		使用上の留意点			
保護者記入欄	緊急連絡先	名 前	続柄	電話番号 (0をつけてください) (自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
	医療機関連絡先	病院名(診療科)	主治医名	電話番号	カルテ No など

学校における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

平成 年 月 日 保護者名



アレルギー緊急時個別対応カード(例) 表面

年 組 番・名前 生年月日 平成 年 月 日生

住所 _____

緊急時 連絡先	連絡順	名前		本人との関 係	電話・携帯電話	名称等
	1					
	2					
	3					
医療機関		医療機関名		医師の名前	医療機関住所	電話番号
主治医						
緊急時						
アレルギー について	アフライギーの既往		有 無	ぜん息(アフライギー重症化の危険因子)		有 無
	アレルギーの原因となるもの					
	内服薬等	有(薬:)	無	内服薬等保管場所		
	「エピペン®」	有(薬:)	無	「エピペン®」保管場所		

特に過敏であることが予想され注意を要する食品・誘因物質等()

学校での対応

原因がわからなくても軽い症状が出ている

- 皮膚: 限られた範囲のかゆみ、じんましん(数個)、部分的に赤い斑点
- 口: 口のかゆみ、唇が少し腫れている
- 呼吸: 軽い咳、くしゃみ

特に過敏であることが予想され注意を要する食品を食べた(かもしれない)

上記の食品を食べ(または食べたことが予想され)、何らかの症状が出現した場合

中等度～重度の症状がある

特に太字で示す症状がひとつでも出たら

- 皮膚: じんましん(10個以上)、強いかゆみ、舌や唇の腫れ
- お腹: 腹痛、嘔吐、下痢、**お腹と皮膚の症状が同時にある**(嘔吐、下痢、腹痛に湿疹(じんましん)が伴う)
- 呼吸: **繰り返す咳、息苦しい**
呼吸時ゼーゼー・ヒューヒューと鳴る
かすれ声、声が出ない、のどのイガイガ、のどのかゆみ
- 脈・顔色: **脈が速い・不規則、顔色が青白い**
- 様子: 不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう

学校の対応

- 職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添い衣服をゆるめ、安静にして注意深く観察する
※本人を動かさない
- 救急車を呼ぶ(119番)
- 「エピペン®」準備、本人に持たせる
(症状が進行するなら打つことを考慮する)
- 内服薬等があれば服薬するよう指示する
- 保護者に連絡する
- 記録開始(裏面に記入)

学校の対応

- 職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添う
※本人を動かさない
- 直ちに「エピペン®」注射
- 救急車を呼ぶ(119番)
- 保護者に連絡する
- 衣服をゆるめ保温し、安静にして救急車を待つ
- 記録開始(裏面に記入)



意識がある時
※呼吸困難があれば座らせてよいが、立たせない



意識がない時

保護者確認年月日 平成 年 月 日 保護者名

※あくまで目安であることをご理解ください。この対応カードは緊急時に備え教職員全員及び消防署で情報共有します。

アレルギー緊急時個別対応カード(例) 裏面

緊急時個別対応経過記録表 記載者名()

1	食べた(接触した)時刻	平成 年 月 日 時 分	
2	食べた(接触した)状況	食べた・接触したもの() 量() 場所()	
3 処置	アレルゲンの除去	<input type="checkbox"/> 口の中のものを取り除く <input type="checkbox"/> 口をすすぐ <input type="checkbox"/> 手を洗う <input type="checkbox"/> 目や顔を洗う	
	緊急時処方薬	内服薬() 時 分 吸入薬() 時 分	
	「エピペン®」	「エピペン®」を準備、本人に持たせる 時 分 「エピペン®」注射(ありなし) ありの場合→ 時 分	
4	救急車要請 誰が()	救急車を要請した時刻 時 分 救急車到着時刻 時 分	
5	医療機関	医療機関 連絡時刻 時 分 医療機関 到着時刻 時 分	
6	医療機関搬送先	同乗者:	
7	保護者 誰が()	保護者への連絡時刻 時 分 (内容:)	
8 症状 ※確認された症状に○	軽い症状 (時 分頃から出現)		
	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚: 限られたはんいのかゆみ、じんましん(数個) 部分的に赤い斑点 口: 口のかゆみ、唇が少し腫れている 呼吸: 軽い咳、くしゃみ 		
	中等度~重度の症状 (時 分頃から出現)		
<ul style="list-style-type: none"> 皮膚: じんましん(10個以上)、強いかゆみ、舌や唇の腫れ お腹: 腹痛、嘔吐、下痢、お腹と皮膚の症状が同時にある(嘔吐、下痢、腹痛に湿疹(じんましん)が伴う) 呼吸: のどのイガイガ、のどのかゆみ、繰り返す咳、息苦しい呼吸時ゼーザー・ヒューヒューと鳴る、かすれ声、声が出ない 脈・顔色: 脈が速い、脈が不規則、顔色が青白い 様子: 不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう 			
9	バイタルサイン	脈拍(回/分) 呼吸(荒い ふつう) 体温(°C)	
10	その他		

救急車(119番)に伝える内容 救急車要請者名()

「救急です!」学校の所在地は() () 学校です。		
患者の名前は() です。() 歳です。		
患者は() を摂取し、アレルギー症状が出ています。		
学校の電話番号は() です。		
●患者は「エピペン®」を処方 <input type="checkbox"/> されています <input type="checkbox"/> されていません ・「エピペン®」を <input type="checkbox"/> 注射しました <input type="checkbox"/> 注射していません ・意識は <input type="checkbox"/> あります <input type="checkbox"/> ありません ・呼吸は <input type="checkbox"/> 普通にしています <input type="checkbox"/> 苦しそうです <input type="checkbox"/> していません ・じんましんは <input type="checkbox"/> 全身でています <input type="checkbox"/> 体の一部で出ています <input type="checkbox"/> 出ていません ・嘔吐や下痢は <input type="checkbox"/> あります <input type="checkbox"/> ありません		

年 月 日

山田消防署長 様
(山田町教育委員会経由 ㊞)

山田町立 学校
校長

緊急時の連携について（依頼）（例）

下記の児童生徒について、緊急時の対応にご配慮いただきますようお願ひいたします。

記

1. 対象児童生徒名 性別 ()
(平成 年 月 日生)
2. 保護者名
3. 住所
4. 電話番号
5. 緊急連絡先 ①
②
6. 児童生徒の状況について
①診断名
②かかりつけ医療機関
医療機関名 (科)
主治医名
住所
電話番号
- ③緊急搬送先の希望
- ④児童生徒の状況

※緊急時の円滑な対応を行うため、宮古消防本部通信指令センターにも情報を提供します。

保護者の承諾について

上記の緊急時連携の依頼について、承諾いたします。

保護者名

㊞

緊急力ード(救急隊用) (例)

学校名

(ふりがな)	()		
氏名・性別	男・女		
生年月日(学年)	平成 年 月 日		(年生)
かかりつけ医療機関名	病院名:	病院	
	診療科名:		
かかりつけ医師			
応急処置内容	使用薬品名:	エピペン®使用: 有・無	
アナフィラキシーショックの既往	有	発生時期: 歳()	・ 無
自宅住所	山田町		
保護者名・電話番号	(☎ - - -)		
緊急時連絡先(Tel)	①	☎ - - -	(続柄:)
	名前	—	
	②	☎ - - -	(続柄:)
	名前	—	
同乗者名			

アナフィラキシー緊急時対応経過記録票(例)

○○学校 ◇△△-△△△△△

記録者						
医療機関	搬送方法	救急車依頼時刻	同乗者	搬送時刻		
	救急車 その他 ()	:		:		
	主治医医療機関名	主治医名	電話番号	備考		
時刻	経過・対応	血圧 (mmHg)	脈拍 (回/分)	呼吸数 (回/分)	体温 (°C)	備考
:						
:						
:						
:						
:						
:						
記録	:					
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						

◆症状の程度

	軽い症状	中等度の症状	重度の症状
皮膚	<ul style="list-style-type: none"> 限られた範囲のかゆみ 部分的に赤い斑点 じんましん（数個以内） 唇が少し腫れている 	<ul style="list-style-type: none"> 強いかゆみ 赤い斑点があちこちに出現 じんましん（10個以上） まぶたや唇が腫れ上がる 	<ul style="list-style-type: none"> 激しい全身のかゆみ 全身が真っ赤 全身にじんましん
口・お腹	<ul style="list-style-type: none"> 口の中のかゆみ 	<ul style="list-style-type: none"> 吐き気もしくは1回の嘔吐 軟便もしくは1回の下痢 時々腹痛が起きる 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐を繰り返す 数回以上の下痢 激しい腹痛
呼吸	<ul style="list-style-type: none"> 時々咳が出る くしゃみ 	<ul style="list-style-type: none"> 断続的な咳 鼻づまり、鼻水 のどのイガイガ、のどのかゆみ 	<ul style="list-style-type: none"> 声がれ、声が出にくい 絶え間ない激しい咳込み 大が吠えるような咳 呼吸時ビーッ-ヒュヒューと鳴る 息切れ、息苦しい、呼吸困難
脈・顔色	変化なし	変化なし	<ul style="list-style-type: none"> 脈が速い 脈が不規則 顔が青白い 唇や爪が白い、紫色
様子	変化なし	元気がない（不活発）	<ul style="list-style-type: none"> 不安、恐怖感 ぐったり うとうと 意識がもうろう

平成 年 月 日

保護者 様

(年 組

さん)

山田町立

学校

校長

「エピペン®対応票」記入のお願い（例）

〇〇の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、（食物）アレルギーについて、学校（学校給食）対応に必要な文書を提出していただき、ありがとうございます。

また、緊急時に備えた処方薬として「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）」が処方されておりますので、緊急時の対応について職員間で共通理解を行うため、別紙「エピペン®対応票」の記入例を参考にしながら、記載のうえ学校への提出をよろしくお願ひいたします。

なお、ご家庭でもお子様へのご指導をよろしくお願ひいたします。

様式7-2

第 ○ ○ 号
平成 年 月 日

保護者 様
(年 組 さん)

山田町立 学校
校長

アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方について（依頼）（例）

このことについて、お子様がアナフィラキシー症状を発症し表記処方に至った場合には、速やかに別紙「エピペン[®]対応票」の提出をお願いします。

また、別紙「エピペン[®]対応票」が提出された際には、山田町教育委員会をとおして、山田消防署及び宮古消防本部通信指令センターに情報提供し、連携して対応を進めることを申し添えます。

エピペン®対応票(例)

作成日：平成 年 月 日

平成 年度 年 組 (生年月日： 年 月 日)

児童生徒氏名： (性別： 男 ・ 女)

保護者氏名：

原因物質

既往症状

学校生活における留意点

緊急時の対応

以下、面談時に記入

薬剤使用時の留意事項等

使用場所	管理方法 (理由：)	本人保管 ・ 学校保管
保管場所	保管期間(更新時期)	

使用条件

使用上の留意点

学校記入欄

※アナフィラキシー発症時は、必ず救急車を要請します。

学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全教職員で共有すること、また、必要に応じて教育委員会等関係機関に伝えることに同意します。

保護者署名



記載例

エピペン®対応票(例)

作成日：平成 年 月 日

平成〇〇年度 ○年〇組

(生年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日)

児童生徒氏名：〇〇〇〇

(性別：男・女)

保護者氏名：〇〇〇〇

原因物質

エビ、カニ

既往症状

エビ(一匹)・・・5分後

じんましん(全身)、咳、喘息、ぐったり

学校生活における留意点

給食における除去食をお願いします。

じんましんが出たらその時点で家庭に連絡してください。

緊急時の対応

原因物質を食べてしまい何らかの症状が現れたら注射してください。

以下、面談時に記入

薬剤使用時の留意事項等

使用薬品 エピペン®	管理方法 (理由： <input checked="" type="radio"/> 本人保管・ <input type="radio"/> 学校保管)
保管場所 かばんのポーチの中	保管期間(更新時期) 1年間(平成〇〇年〇月〇日)

使用条件

呼吸器症状等が現れ、悪化の兆しが見えたならエピペン注射をお願いします。

使用上の留意点

本人が自分でできる状態であれば自分で注射します。

意識がないなど自分で注射できないときは、注射をお願いします。

学校記入欄

※アナフィラキシー発症時は、必ず救急車を要請します。

学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全教職員で共有すること、また、必要に応じて教育委員会等関係機関に伝えることに同意します。

保護者署名

〇〇〇〇



様式7-4

(例:教育委員会→学校)

教 第 ○ ○ 号
平成 年 月 日

各小・中学校長 様

山田町教育委員会
教育長

アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方について（依頼）（例）

このことについて、アナフィラキシー症状により表記処方に至った児童生徒が発生した場合には、速やかに別紙様式（様式7-5）により報告願います。

別紙様式により報告がなされた際には、山田消防署及び宮古消防本部通信指令センターに情報提供し、連携して対応を進めることを申し添えます。

(例:学校→教育委員会)

様式7-5

平成 年 月 日

山田町教育委員会

教育長 様

山田町立
校長

学校

アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方に係る報告書

保護者から学校への報告日	平成 年 月 日	
ふりがな 児童生徒名		
学年・組		
性別	男	女
生年月日		
保護者氏名(緊急時電話番号)		
既往歴		
概要	原因物質等	
	アドレナリン自己注射薬 の処方に至った経過	
	アドレナリン自己注射薬 の管理について (持参・学校保管)	

※該当児童生徒の状況や指導内容について、主治医と保護者から聞き取った内容を添付して下さい。

MEMO

＜参考文献＞

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」 文部科学省
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」 文部科学省・（公財）日本学校保健会
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 （財）日本学校保健会
「ぜん息をもつ児童生徒の健康管理マニュアル」 環境省・文部科学省
「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル（小・中学校編）」 （財）日本学校保健会
「学校における薬品管理マニュアル」 （財）日本学校保健会
「食物アレルギー診療ガイドライン2012」 協和企画
「喘息予防管理ガイドライン2012」 日本アレルギー学会
「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 愛知県教育委員会
「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課
「食物アレルギー対応の手引き」 名古屋市教育委員会
「アレルギー疾患に対する調査研究報告書」 アレルギー疾患に関する調査研究委員会
「災害時の子どものアレルギー疾患対応パンフレット」 日本小児アレルギー学会
「食物アレルギーハンドブック2014」 日本小児アレルギー学会
「アレルギー疾患の救急対応」 平成24年度高教研学校保健部会盛岡支部
「学校におけるアレルギー疾患対応指針」 岩手県教育委員会
「大槌町アレルギー疾患対応指針」 大槌町教育委員会
「学校における食物アレルギー対応指針」 宮古市教育委員会
「学校における食物アレルギー対応指針 Ver. 2」 岩泉町教育委員会

学校におけるアレルギー疾患対応指針

平成 31 年 3 月 発行

山田町教育委員会事務局 学校教育課

〒028-1392 下閉伊郡山田町八幡町 3 番 20 号

電話 : 0193-82-3111 FAX : 0193-82-3444